

# 山梨県企業局経営戦略

平成28年3月

山梨県企業局

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1 趣旨・・	1
2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 山梨県企業局長期計画の継承・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 「ダイナミックやまなし総合計画」の部門計画・・・・・・・・	1
(3) 総務省通知を踏まえた計画・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

## 第2章 企業局の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

1 企業局を取り巻く社会経済情勢・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 人口減少、少子高齢化の進行・・・・・・・・	3
(2) 地方創生の推進・・・・・・・・	3
(3) 施設等の老朽化・大量更新期の到来・・・・・・・・	4
(4) 災害・危機管理対策の強化・・・・・・・・	4
(5) 地球温暖化への対応・・・・・・・・	4
(6) 電力システム改革の進展・・・・・・・・	5
(7) 地方公営企業会計制度等の見直し・・・・・・・・	5
2 事業の概要・・・・・・・・	6
(1) 企業局の歩み・・・・・・・・	6
① 電気事業・・・・・・・・	6
② 温泉事業・・・・・・・・	7
③ 地域振興事業・・・・・・・・	8
(2) 企業局の現況・・・・・・・・	8
① 電気事業・・・・・・・・	8
② 温泉事業・・・・・・・・	10
③ 地域振興事業・・・・・・・・	12
3 企業局が果たしてきた役割と今後取り組むべき課題・・・・・・・・	14
(1) 電気事業・・・・・・・・	14
① これまでの業績評価・・・・・・・・	14
② 電気事業の役割と事業の必要性・・・・・・・・	18
③ 今後取り組むべき課題・・・・・・・・	20
(2) 温泉事業・・・・・・・・	22
① これまでの業績評価・・・・・・・・	22
② 温泉事業の役割と事業の必要性・・・・・・・・	24

③ 今後取り組むべき課題	24
(3) 地域振興事業	26
① これまでの業績評価	26
② 地域振興事業の役割と事業の必要性	27
③ 今後取り組むべき課題	28

### 第3章 企業局のあるべき姿と果たすべき役割 29

### 第4章 電気事業の経営戦略 30

1 電気事業の今後の基本的あり方	30
2 電気事業における経営の基本方針	30
(1) 電力の安定供給	30
(2) グリーンイノベーションの推進	30
(3) 経営の効率化・健全性の確保	30
(4) 一般行政部門との連携	30
3 経営の基本方針を踏まえた事業計画	31
(1) 電力の安定供給	31
① 目標供給電力量	31
② 電力システム改革への対応	31
③ 発電施設・設備の計画的な整備	33
(2) グリーンイノベーションの推進	36
① 再生可能エネルギーの普及促進	36
② 「やまなし小水力ファスト10」の推進	37
③ 新規水力発電所の開発の推進	37
④ 木質バイオマス発電の検討	38
(3) 経営の効率化・健全性の確保	38
① 組織、人材、定員及び給与	38
② 財政基盤の強化・効率化	39
③ その他経営基盤強化	40
④ 資金管理・調達	40
⑤ その他重点事項	40
(4) 一般行政部門との連携	42
4 投資・財政計画(収支計画)	42
(1) 投資試算(投資計画)	42
(2) 財源試算(財源計画)	42
(3) 投資・財政計画(収支計画)	42

1	温泉事業の今後の基本的あり方 . . . . .	44
2	温泉事業における経営の基本方針 . . . . .	44
(1)	温泉の安定供給と資源保護 . . . . .	44
(2)	事業移管のあり方の検討 . . . . .	44
(3)	経営の効率化・健全性の確保 . . . . .	44
3	経営の基本方針を踏まえた事業計画 . . . . .	44
(1)	温泉の安定供給と資源保護 . . . . .	44
①	温泉施設・設備の計画的な整備 . . . . .	44
②	温泉の湧出量及び泉温の確保 . . . . .	45
③	安全・安心な温泉の供給 . . . . .	45
③	温泉資源の保護 . . . . .	46
(2)	事業移管のあり方の検討 . . . . .	46
(3)	経営の効率化・健全性の確保 . . . . .	46
①	組織、人材、定員及び給与 . . . . .	46
②	財政基盤の強化・効率化 . . . . .	46
③	その他経営基盤強化 . . . . .	47
④	資金管理・調達 . . . . .	47
⑤	その他重点事項 . . . . .	48
4	投資・財政計画(収支計画) . . . . .	48
(1)	投資試算(投資計画) . . . . .	48
(2)	財源試算(財源計画) . . . . .	48
(3)	投資・財政計画(収支計画) . . . . .	49

1	地域振興事業の今後の基本的あり方 . . . . .	51
2	地域振興事業における経営の基本方針 . . . . .	51
(1)	指定管理者制度の適正な運用 . . . . .	51
(2)	丘の公園の魅力向上に向けた施設運営のあり方の検討 . . . . .	51
(3)	経営の効率化・健全性の確保 . . . . .	51
3	経営の基本方針を踏まえた事業計画 . . . . .	52
(1)	指定管理者制度の適正な運用 . . . . .	52
①	指定管理者制度の適正な運用による施設運営の継続 . . . . .	52
②	収益的収支の黒字化 . . . . .	52
③	借入金の計画的な償還 . . . . .	52
④	丘の公園施設・設備の計画的な更新・改修 . . . . .	52
(2)	丘の公園の魅力向上に向けた施設運営のあり方の検討 . . . . .	53

(3) 経営の効率化・健全性の確保	54
① 財政基盤の強化・効率化	54
② その他経営基盤強化	54
③ 資金管理・調達	54
④ 危機管理の体制整備	54
4 投資・財政計画(収支計画)	55
(1) 投資試算(投資計画)	55
(2) 財源試算(財源計画)	55
(3) 投資・財政計画(収支計画)	55

## 第7章 経営戦略の推進 57

1 進行管理	57
2 事業評価及び計画の見直し	57
3 情報公開	57

## 参 考 用 語 解 説 58

### 1 趣旨

地方公共団体は、地域住民の多様な要請に応じて、教育、福祉、防災、社会基盤整備などの一般的な行政活動を行うとともに、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など、公共性が高く受益者負担が適当である事業を行っています。

地方公共団体が、このような事業を行うために経営する企業を総称して「地方公営企業」と言い、本県においても、「山梨県企業局」（以下「企業局」という。）を設置し、電気事業、温泉事業、地域振興事業の3つの事業を行っています。

企業局は、地方公営企業法（以下「法」という。）の全部適用を受けており、法第3条により経営の基本原則として、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営」することが求められているほか、公共性を保つため、地方自治法、地方財政法等の適用を受けることとされています。

地方公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割が求められており、将来にわたり本来の目的である公共福祉の増進を目指していく必要があります。

現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増していますが、こうした中で、引き続き地方公営企業として事業を展開していくためには、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を図っていくことが重要です。

このため、企業局の今後のあり方を展望しその道筋を示すため、経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることとします。

### 2 計画の位置付け

#### (1) 山梨県企業局長期計画の継承

企業局では、一般行政部門と連携しながら県民福祉の一層の向上に寄与し、県行政の一翼を担っていくことを目標に、平成18年10月に長期的な展望として「山梨県企業局長期計画」（計画期間：平成18年度～平成27年度）を、中期的な計画として「山梨県企業局中期経営計画」（前期計画：平成18年度～平成22年度、後期計画：平成23年度～平成27年度）を策定し、これらの計画（以下「中長期計画」という。）に基づいて、各事業を展開してきました。

今回、経営戦略として策定するこの計画は、これまでの中長期計画を継承するものです。

#### (2) 「ダイナミックやまなし総合計画」の部門計画

県では、地域が抱える諸課題を克服し、新たな地域社会を着実かつスピーディに創り上げていくため、平成27年12月に県計画の上位に位置する「ダイナミックやまなし総合計画」（以下「県総合計画」という。）を策定しました。

この県総合計画では、本県が目指すべき新たな地域社会を、すべての県民が明るく希望に満ち安心して暮らせる『輝き あんしん プラチナ社会』とし、これが実

現した未来の姿（県土像）を「100万人都市・やまなし」としています。

また、地域が抱える諸課題の解決に向け、県民総参加による取組を積極的に展開していくこととし、この取組を実践するために、「ダイナミックやまなしプロジェクト」として6つの政策展開の柱を設定しています。

今回策定する計画は、県総合計画の部門計画としての性格を併せ持っており、「ダイナミックやまなしプロジェクト」のうち、「基幹産業発展・創造プロジェクト」の「自立・分散型エネルギー社会の構築」の中で、企業局の果たす役割が規定されています。

また、県総合計画では、6つの柱以外に「行財政改革の絶え間ない推進」を掲げており、「効果的な県財政運営を推進」において、企業局の事業内容や今後のあり方の検討等についての記述があります。

なお、本計画は、既に県が策定した「山梨県公共施設等総合管理計画」及び「山梨県強靱化計画」を踏まえたものとなっています。

### (3) 総務省通知を踏まえた計画

総務省は、平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という。）が全面施行されたことを踏まえ、平成21年度から平成25年度において、地方公営企業の抜本改革に向けた全国的な取組を推進してきました。

地方公営企業を取り巻く経営環境が、その後も一層厳しくなったことから、総務省は、平成26年8月に「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（以下「総務省通知」という。）を示し、引き続き、経営健全化に向け、地方公営企業の中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを求めています。

本計画の策定は、総務省通知の内容を踏まえたものとなっています。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。ただし、5年後に計画の見直しを行うとともに、企業局を取り巻く社会経済情勢の変化等により必要と認めるときは、随時見直しを行うこととします。

### 1 企業局を取り巻く社会経済情勢

人口減少や少子高齢化、施設の老朽化等の急速な進展により、地方公営企業を取り巻く経営環境は、ますます厳しさを増しつつあります。

今後も、事業、サービスの提供を安定的に継続するためには、企業局が置かれている状況を的確に把握することが重要であり、このため、企業局にかかわる主な社会経済情勢の変化等を整理し、その現状認識の中で企業局の今後のあり方を展望することとします。

#### (1) 人口減少、少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が、平成24年1月に公表した「日本の社会推計人口」によると、我が国の人口は、平成60（2048）年には1億人を割る9,913万人に、また平成72（2060）年には8,674万人（対平成22年比▲32.3%）になると推計されています。

また、少子高齢化の進行により、平成72年には65歳以上の人口割合が39.9%となるなど、我が国の人口及び年齢構成は、著しい減少及び超高齢化に向かうとされています。

さらに、平成25年3月に公表された「日本の地域別将来推計人口（社人研）」では、山梨県の人口減少及び高齢化の状況は全国よりも進行しており、平成52（2040）年の人口は66.6万人とされ、平成22年と比較した減少率（▲22.8%）では、全国（▲16.2%）を超え、65歳以上の人口割合（38.9%）も、全国（36.1%）を上回るとされています。

人口の減少は、社会全体の活力や企業活動の低下により、特に地域振興事業において利用料収入の低下を招くなど、企業局全体の経営に影響を及ぼすことが懸念されます。

#### (2) 地方創生の推進

国では、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府全体が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生できるよう、平成26年9月、内閣に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置しました。

また、同年12月には、平成72（2060）年に1億人程度の人口を確保し、将来にわたり活力ある日本社会を維持するため、今後5年の基本目標、施策の基本的方向、具体的な施策等をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な取組を展開しています。

こうした中、平成27年は、地方創生元年とされ、全国の自治体において「地方創生」の取組が積極的に進められており、知恵と実行力を巡る自治体間の競争が激しさを増しています。

県においては、平成27年9月に「山梨県まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定するとともに、未来の姿（県土像）を「100万人都市・やまなし」とする県総合計画を策定し、地域資源を活かしながら発展に向けたポテンシャルを最大限に発揮することにより、新たな地域社会を創り上げていくこととしています。



企業局は、電気、温泉、地域振興の3事業を経営し、一般行政部門との連携を通じて県民福祉の向上に貢献してきたところですが、今後も自治体間競争を勝ち抜いていくため、企業局のポテンシャルを活かした事業展開を進めることが求められています。

### (3) 施設等の老朽化・大量更新期の到来

我が国では、高度経済成長期以降に集中的に整備された社会公共インフラが老朽化し大量更新の時期を迎えるため、その財政負担が新たな課題となっています。

このため、国は、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、地方公営企業の施設を含む社会公共施設等を総合的かつ計画的に維持管理していくこととしています。

県では、平成27年12月に「山梨県公共施設等総合管理計画」を策定し、計画的な管理を進めることとしており、企業局においても、所管する施設・設備について、当該計画の趣旨に沿って計画的に更新、改修等を進めていくことが求められています。

### (4) 災害・危機管理対策の強化

平成23年3月に発生した東日本大震災により、我が国の社会経済システムの不測の事態に対する脆弱性が明らかになるとともに、近い将来に起こると懸念されている首都圏直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応し、国民の安全・安心を確保する対策を展開していくことが、喫緊の課題となっています。

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を施行しました。

国は、この法律に基づき「国土強靱化基本計画」等を定め、地方公共団体に対しても、耐震性の強化などの防災、減災対策を計画的かつ速やかに実施するよう求めています。

県では、平成27年12月に「山梨県強靱化計画」を策定し、対策に向けた取組を進めていることから、企業局においても、住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供していることに鑑み、当該計画に基づく防災対策や危機管理等の充実に早急に取り組む必要があります。

### (5) 地球温暖化への対応

地球温暖化防止が世界的に重要な課題となる中で、我が国では、平成4年に地球サミットにおいて採択された「気候変動に関する国際連合枠組み条約」に基づき、平成9年の京都議定書の第一約束期（平成20年～平成24年）において、温室効果ガスの排出量を平成2年度比で6%削減することを目標に対策に取り組み、その結果、8.4%の削減を達成しました。現在は、平成32（2020）年度の削減目標を平成17年度比で3.8%削減する取組を推進しているところです。

また、平成32年度以降の法的枠組みを定めたパリ協定\*が平成27年12月に採択され、今後、世界の温室効果ガス排出量の55%以上を占める55ヶ国以上の批准により発効されることとなっています。

こうした中、企業局では低炭素社会の実現に向けたグリーンイノベーション\*の推

進を図っており、二酸化炭素の排出が極めて少ないクリーンエネルギーである水力発電の開発に加え、太陽光発電や小水力発電の普及促進の取組が地球温暖化防止を図る上でも期待されています。

#### (6) 電力システム改革の進展

国では、東日本大震災による原子力発電所事故やその後の電力需給のひっ迫を契機に、電力安定供給の確保や電力料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大等を目的とする電力システム改革に取り組んでいます。

電力システム改革では、電力の小売及び発電の全面自由化等に向け、段階的な法整備と制度設計が進められており、第一段階として、平成27年4月に電力広域的運営推進機関<sup>\*</sup>が設立され、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備と平常時と緊急時の電力調整機能の強化が図られています。第二段階では、平成28年4月から、電力の小売と発電が全面自由化されるとともに、事業類型のライセンス制が導入されます。第三段階では、平成32年4月から、送配電部門の法的分離と小売電気料金規制が撤廃され、競争的な市場環境の実現が図られることとなります。

このように、電力システム改革の進展により、企業局の電気事業における経営環境も大きく変化することから、今後、的確な対応が必要となります。

#### (7) 地方公営企業会計制度等の見直し

地方分権改革の推進や地方公営企業を取り巻く環境の変化、地方公営企業の抜本的改革の推進等を背景に、平成23年度に地方公営企業会計制度は大幅に改正<sup>\*</sup>され、平成26年度の予算・決算から適用されることとなりました。

この改正は、地方公営企業の経営の透明性の向上と自己責任の拡大を目的としたものであり、現行の企業会計原則<sup>\*</sup>の考え方を最大限に取り入れ、資本制度の見直しや新たな会計基準の導入等が行われました。

企業局においても、平成26年度の予算・決算から、この新しい会計基準を適用していますが、引き続き、新しい会計基準に基づき経営の健全化・効率化を図っていくことが求められています。

また、平成26年5月に「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が公布され、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図る新たな人事評価制度が導入されるとともに、平成28年4月から適正な退職管理の確保が求められていることから、企業局としても、これらの要請に対し適切に対応していく必要があります。

## 2 事業の概要

### (1) 企業局の歩み

山梨県の公営企業の始まりは、戦後復興期の昭和26年に、県内の生活基盤・産業基盤の整備を目的として、当時の商工労働部電力課が早川流域に県営発電事業を計画したことに端を発します。電気事業としては、昭和32年4月に西山発電所が完成、営業運転を開始するとともに、昭和33年1月には電気局を設置し、地方公営企業法を適用しました。

また、昭和30年代後半の高度経済成長期には、昭和36年8月に道路局を設置し、富士スバルラインや御坂トンネルなどの有料道路事業を営むとともに、石和町（現笛吹市石和町）に湧出した温泉の資源保護と地域振興を目的に、企業開発部の下で、全国的にもユニークな石和・春日居地域への温泉給湯事業を昭和38年12月から開始しました。

昭和40年8月には、電気局と道路局が合併し、企業局として発足するとともに、同年10月には温泉事業が企画開発部から企業局に移管されたことから、電気、有料道路、温泉の3事業による経営を行うこととなりました。

昭和50年代の安定成長期には、観光開発等により地域の振興に寄与することを目的に地域振興事業を行うこととし、昭和58年から建設に着手した総合スポーツ・レクリエーション施設「丘の公園」の営業を昭和61年7月から開始しました。

なお、有料道路事業は平成9年度に県道路公社に移管し、現在は、電気、温泉、地域振興の3事業の経営を行っています。

### ① 電気事業

#### (早川水系)

電気事業は、昭和26年に立案した、「野呂川流域総合開発計画」からスタートし、昭和28年4月に建設の準備を始め、昭和32年4月から県営西山発電所（18,400kW）の運用を開始しました。

奈良田発電所は、昭和36年9月10日に奈良田第一発電所（26,900kW）、同年9月27日に奈良田第二発電所（4,400kW）が完成、昭和38年12月には野呂川発電所（20,000kW）が完成し、運用を開始しました。その後、昭和43年4月に西山、奈良田及び野呂川の3発電所を統合し、早川水系発電管理事務所を設置しました。

コスト面から凍結していた湯島発電所（2,000kW）は、電力需要の増加と、昭和48年10月のオイルショックなどを背景に、昭和56年6月に着工、昭和58年3月に完成、奈良田第三発電所（2,500kW）も、昭和60年3月に完成し、昭和60年4月から運用を開始しました。

#### (笛吹川水系)

笛吹川は急流河川のため、古くから発電事業の適地として着目されていました。

県は、昭和41年3月に笛吹川総合開発事業の水利権確保のため、日本電化工業(株)の発電所を買収しました。このとき、藤木第一・第三発電所を廃止し、藤木第二発電所を藤木発電所（1,800kW）に変更、小屋敷第一発電所も出力を1,200kWに変更し、7つの発電所で合計出力6,800kWとして運用を開始するとともに、昭

和41年4月、山梨市小原西に笛吹川水系発電管理事務所を設置しました。

その後、昭和46年12月に、広瀬、天科、柚ノ木発電所(34,300kW)の建設計画を策定し、昭和48年には東京電力(株)(以下「東電」という。)の笛吹川第一・第二・第三発電所を買収した上で、同発電所を廃止しました。

関係機関との協議の末、広瀬発電所(3,200kW)は昭和48年2月に着工、昭和50年2月に完成、また、藤木調整池を含む天科発電所(13,300kW)と柚ノ木発電所(17,800kW)は昭和50年3月に完成し、それぞれ運用を開始しました。

また、下釜口発電所(1,800kW)は昭和61年9月に着工し、昭和63年4月から運用を開始しています。

#### (塩川発電所)

塩川発電所(1,100kW)は、塩川総合開発事業として建設された塩川ダムの直下右岸に、ダムが行う放流を有効的に利用する完全従属式の発電所として建設され、平成10年4月から運用を開始しています。

#### (集中監視制御)

発電総合制御所の建設以前、早川水系では業務宿直による管理を、笛吹川水系では24時間4班による交替制勤務を行っていました。

このような中、監視制御業務の一元化と保守管理体制の見直しを目的として発電総合制御所の建設が行われ、平成10年4月から運用を開始しています。これにより、業務の効率化・省力化、合理化による要員の削減、勤務環境の改善などが図られています。

早川水系の西山ダム、野呂川取水口、小樺ダムについては、各取水口に1名の保守要員を配置し、24時間勤務による監視と制御を行ってききましたが、ダム管理に関する規制が緩和され、監視カメラを導入した取水口の遠方監視制御が可能となったことから、平成11年7月に早川水系取水口監視所を設置し、取水口の一元管理を行っています。

## ② 温泉事業

昭和36年、石和町(現笛吹市石和町)に湧出した温泉は、青空温泉として全国的に有名となり、温泉掘削の申請が続出する事態となりました。

このため、県の温泉審議会は、昭和37年に、「石和温泉は県が一括して源泉を開発し、給湯方式にすることが望ましい。」との答申を行い、これを受け山梨県温泉開発事業条例が制定され、昭和38年に県営温泉として給湯が開始されました。

その後、昭和40年10月に、当時の企画開発部から企業局に事業移管されたことから、企業局は、石和・春日居地域の温泉乱掘防止と温泉による地域振興の両面から5本の源泉を確保し、公営企業として経営管理を行ってきました。

昭和47年11月からは、常時定流方式(流し放し方式)を循環方式に切り替えるとともに、従量制を採用して料金体系を全面的に変更しました。

昭和61年度からは、石和町の下水道事業等の施工に併せて送配湯管\*の敷設替えを行うとともに、平成8年度には老朽化した事務所の建て替えを行うなど、施設の近代化に努めています。

また、平成15年3月、将来に向けて温泉資源を確保し地域の観光振興を図るため新源泉(6号源泉)を掘削し、現在、6本の源泉により給湯事業を行ってい

ます。

さらに、平成26年度より、耐震性能の向上を図るとともに安定した給湯を行うため、給湯施設の改修を行っています。

### ③ 地域振興事業

地域振興事業は、県民の余暇活動の増大に伴い、誰もが楽しめ利用できる施設等を整備することにより地域の振興に寄与するため、昭和52年4月に設置され、当初は、山中湖野営場（現在は山中湖村で運営）と八ヶ岳公園有料道路の沿線に建設した道路沿線休憩施設の経営を行っていました。

昭和58年からは、県総合福祉計画に基づき、県有林の高度活用を図る中で、ゴルフ場、テニスコート等を備えた総合スポーツ・レクリエーション施設を整備することとし、「丘の公園」の建設に着手、昭和61年7月にゴルフ場とレジャー施設の営業を開始しました。

その後、平成2年にゴルフコース9ホールを増設するとともに、平成8年4月には、温泉利用施設「アクアリゾート清里」やオートキャンプ場等の整備、平成27年8月には、グラウンド・ゴルフ場の整備を行いました。

また、農政部の「まきば公園」建設に併せて道路沿線休憩施設を整備することとし、平成6年4月から、「まきばレストラン」を丘の公園の施設の一部として運営しています。

丘の公園の管理運営は、平成15年度までは財団法人丘の公園管理公社（以下「公社」という。）に委託してきましたが、平成16年度からは指定管理者制度<sup>\*</sup>及び利用料金制<sup>\*</sup>を導入し、指定管理者が管理を代行しています。

## (2) 企業局の現況

### ① 電気事業

#### ア 事業・施設概要

本県は、急峻な山と豊かな森林、そこから生まれる豊富な水資源という水力発電にとって、より良い条件が備わっています。

電気事業では、この豊富な水資源を活用し、現在、早川水系において6発電所、笛吹川水系において11発電所、塩川ダム直下において1発電所を運営するとともに、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT<sup>\*</sup>制度）の認定を取得した5つの発電所を有し、合計23の水力発電所を運営しています。

また、太陽光発電設備は、甲府市内の米倉山に蓄電システムの実証試験用に設置したメガソーラー等4発電所を有しています。

図表1 発電施設の概要

区分	発電所数	最大出力(kW)
一般水力	18	120,440
小水力(FIT適用)	5	563
太陽光発電	4	1,344

## イ 事業実績

過去5年の事業実績は、供給電力量が4億～5億kWhで推移し、電力料収入は33億～35億円で推移しています。

図表2 供給電力量及び電力料収入の推移

区分 (年度:平成)	22	23	24	25	26
供給電力量(kWh)	529,540,638	528,420,572	436,016,691	409,900,630	427,971,136
電力料収入(千円)(税抜き)	3,576,773	3,444,264	3,325,164	3,347,933	3,450,927

## ウ 料金体系

現在、18水力発電所により発電した電気を総括原価方式\*により、東電に対して売電しています。東電との電力受給契約では、定額制と従量制を組み合わせた二部料金制（定額分8割、従量分2割）により安定した収入が確保されており、定額分は約28億円/年、従量分は1円47銭/kWhとなっています。なお、平成28年4月以降の電力自由化に伴い総括原価方式による料金規制が撤廃されることから、今後は、東電との交渉による新たな料金算定方式により、売電することになります。

また、FIT制度の認定を受けた5発電所のうち、3発電所は東電に、2発電所は他の特定規模電気事業者（新電力）に対し、いずれも全量従量制により売電しており、5発電所で年間7千万円程度の収入があります。

## エ 財務状況

主な収益的収入\*は、東電への売電による料金収入で、主な収益的支出\*は、人件費、施設・設備修繕費及び減価償却費\*です。

収益的収支\*について、過去5年の状況を見ると、利益\*が平均して年5億円以上となっています。また、起債の償還、設備の改良・開発などのために利益を着実に積み立てるなど、健全な経営を行っています。

図表3 電気事業の決算状況

【電気事業年度別収支実績】

(千円)(税抜き)

区分 (年度:平成)	22	23	24	25	26
収益的収入	3,655,924	3,508,050	3,405,396	3,436,329	3,931,360
収益的支出	3,089,019	3,020,726	3,047,513	2,921,191	3,184,400
収支差(利益)	566,905	487,324	357,883	515,138	746,960

【電気事業年度別貸借対照表】

(千円)

区分 (年度:平成)	22	23	24	25	26
資産*	37,654,355	38,374,042	38,473,132	38,343,189	37,728,561
負債*	2,145,024	2,648,450	2,804,434	2,504,708	4,873,054
(うち引当金*)	1,920,991	2,297,962	2,418,646	2,265,098	2,102,204
資本*	35,509,331	35,725,592	35,668,698	35,838,481	32,855,507
(うち利益剰余金*)	7,734,758	7,342,481	7,319,070	7,471,013	8,144,698

## ② 温泉事業

### ア 事業・施設概要

温泉事業は、源泉6本を持ち、石和・春日居温泉郷及びその周辺の旅館・ホテルや個人など約270箇所に温泉を供給することにより、当該地域の観光振興や温泉資源保護の役割を果たしています。

また、温泉を供給する全長約12kmの送配湯管については、より保温性・耐久性の高い管への敷設替えを計画的に実施するとともに、現在、耐震性能の向上を図るため温泉給湯施設の改修を行っています。

図表4 施設等の概要

○源泉の概要			平成28年2月1日現在
源泉名	掘削深度(m)	湧出量(ℓ/分)	湧出温度(℃)
1号	185	252	27.0
2号	168	156	57.4
3号	175	488	39.4
4号	185	12	25.9
5号	190	300	62.5
6号	800	265	70.3

○主な施設概要	
施設名	施設の概要
管理事務所	鉄骨造二階建て、延床面積 195.08㎡
受湯室※	鉄筋コンクリート造 容量 30㎡
1号貯湯槽※	鉄筋コンクリート造 容量 120㎡
2号貯湯槽	鉄筋コンクリート造 容量 350㎡
ボイラー室	熱容量 1,050,000kcal/h×3台
配湯ポンプ室	配湯ポンプ 37kW、4,000ℓ/分×4台
送湯管※	延長 1,802.6m
配湯管※	延長 10,540.7m

### イ 事業実績

過去5年の事業実績を見ると、平成22年9月のリーマンショックに端を発した経済状況の急激な悪化に加え、平成23年3月の東日本大震災の発生、平成24年12月の中央自動車道笹子トンネル事故の影響等から、観光客が減少したことに伴い、多くの旅館・ホテルで使用量を節減する傾向が顕著となり、給湯量が減少しました。この結果、平成23年度、24年度は、使用料収入は1億3千万円台を割り込みました。

平成25年度以降は、富士山の世界文化遺産登録（平成25年6月）や景気回復等により観光客が増加したことに伴い、旅館・ホテルや公衆浴場の使用量が増加し、給湯量は回復傾向を示し、使用料収入も1億4千万円台に増加しています。

図表5 給湯量、使用料収入等の実績

区分(年度:平成)	22	23	24	25	26
給湯量(m)	759,447	730,081	730,199	810,750	832,945
使用料収入(千円)(税抜き)	134,585	129,617	129,418	140,074	143,266
契約件数(箇所別)	284	281	275	267	269
契約口数(口)	540	532	524	516	516

## ウ 料金体系

料金については、昭和47年度に基本給湯量を定め、超過料金体系を導入し、平成元年度には、超過料金体系に逡増方式<sup>\*</sup>を取り入れました。

その後、消費税及び地方消費税増税に伴う単価の改定を行い、現在に至っています。

図表6 温泉給湯使用料

(月額)(税込み)

基本料金(契約1口あたり)	超 過 料 金		
	70m <sup>3</sup> まで	70m <sup>3</sup> 超770m <sup>3</sup> まで	770m <sup>3</sup> 超
10,486円	152円/m <sup>3</sup>	168円/m <sup>3</sup>	

## エ 財務状況

主な収益的収入は、給湯による使用料で、主な収益的支出は、人件費及び減価償却費です。

収益的収支については、過去5年の状況を見ると、各年度とも収支はプラスとなっており、安定した経営状態にあります。

また、現在、送配湯管の敷設替えを計画的に進めていますが、そのための補てん財源として建設改良積立金<sup>\*</sup>を毎年積み立てています。

図表7 温泉事業の決算状況

### 【温泉事業年度別収支実績】

(千円)(税抜き)

区分 (年度:平成)	22	23	24	25	26
収益的収入	158,498	130,606	131,664	224,618	152,531
収益的支出	129,567	119,837	121,654	114,038	127,395
収支差(利益)	28,931	10,769	10,010	110,580	25,136

### 【温泉事業年度別貸借対照表】

(千円)

区分 (年度:平成)	22	23	24	25	26
資 産	2,970,475	2,833,122	2,742,420	2,673,580	2,521,454
(貸倒引当金 <sup>*</sup> )					10,239
負 債	19,071	21,805	18,414	41,861	179,807
(うち引当金)	14,502	14,502	14,502	14,502	14,502
資 本	1,585,445	1,596,214	1,605,931	1,727,921	1,424,864
(うち利益剰余金)	245,994	233,017	229,129	291,481	379,258



### ③ 地域振興事業

#### ア 事業・施設概要

地域振興事業は、子どもからお年寄りまで全ての人々が楽しめる総合スポーツ・レクリエーション施設として「丘の公園」を運営しています。

丘の公園は、八ヶ岳南麓の豊かな自然環境の中で、約125haの敷地面積を有し、ゴルフ、レジャー、レストランなどの事業を展開しています。

管理運営は、指定管理者（清里丘の公園・ニホンターフメンテナンス共同企業体）が管理を代行しており、指定管理期間は、平成26年度から平成30年度の5年となっています。

図表8 丘の公園の施設概要

#### ○ゴルフ事業

所在地	北杜市高根町清里3545-5		
施設の名称	丘の公園清里ゴルフコース(面積:1,035,844㎡)		
施設の内容	ゴルフ場	27ホール(パー108)	
	ゴルフ練習場	18打席 180m	
	レストラン	96席+コンペルーム56席 655㎡	

#### ○レジャー事業

所在地	北杜市高根町清里3545-5		
施設の名称	アクアリゾート清里(29,406㎡)	オートキャンプ場(15,345㎡)	その他(162,062㎡)
施設の内容	温水プール、展望風呂、露天風呂、レストラン	テントサイト63区画 ケビン8棟	レジャーハウス 316㎡ テニスコート 全天候型3面 パターゴルフ場 36ホール グラウンド・ゴルフ場 16ホール 芝生広場(つどいの野原) 等
	鉄骨3F 3,652㎡		

#### ○レストラン事業

所在地	北杜市大泉町西井出8240-1(まきば公園内)		
施設の名称	まきばレストラン(面積5,835㎡(まきば公園16,917㎡の内、企業局分))		
施設の内容	レストラン棟 96席 鉄骨平屋819.8㎡(内企業局分558㎡) 駐車場 普通車73台 大型車4台 臨時100台		

#### イ 事業実績

過去5年の利用状況は、ゴルフ事業、レジャー事業及びレストラン事業の合計で、約22万人前後の実績となっています。

図表9 丘の公園の利用状況

(人)

区分 (年度:平成)	ゴルフ事業			レジャー事業				レストラン事業	合計	
	計	コース	練習場	計	アクアリゾート	パターゴルフ	オートキャンプ場	テニスコート		まきばレストラン
22	51,033	44,098	6,935	125,119	99,515	14,772	9,108	1,724	45,932	222,084
23	44,134	38,809	5,325	131,951	104,255	14,750	11,064	1,882	48,596	224,681
24	47,067	41,277	5,790	126,367	100,869	13,282	10,046	2,170	50,223	223,657
25	45,124	39,866	5,258	129,445	106,235	11,520	9,655	2,035	45,383	219,952
26	44,929	39,861	5,068	121,999	100,961	11,038	8,282	1,718	46,447	213,375

## ウ 近隣類似施設

近隣類似施設として、北杜市内（市町村合併前の旧町村エリア）には、ゴルフ場は丘の公園以外に5箇所あります。昭和61年の丘の公園の開業当初は、県営ゴルフ場として低廉な料金で利用ができたことから、他のゴルフ場との差別化が可能でしたが、近年、ゴルフ人口が減少する中で、他のゴルフ場も利用料金を下げており、価格競争が激しくなっています。

また、温泉施設は、平成8年の開業時には、近隣に公営温泉が4箇所ありましたが、現在は10箇所に増えており、施設間の競争が激しくなっています。

## エ 財務状況

主な収益的収入は、指定管理者からの納入金で、主な収益的支出は、賃借料及び減価償却費です。

収益的収支について過去5年の状況を見ると、平成25年度まではマイナスでしたが、減価償却費の減少により平成26年度はプラスとなっています。

また、貸借対照表<sup>\*</sup>については、平成26年度末で累積欠損金が約35億円、電気事業会計からの長期借入金が約59億9千万円となっています。

累積欠損金<sup>\*</sup>については、減価償却費の減少に伴い、単年度収支でプラスとなった平成26年度以降、縮減が見込まれています。

電気事業会計からの長期借入金については、指定管理者からの納入金を財源に償還を行っています。

図表10 地域振興事業の決算状況

### 【地域振興事業年度別収支実績】

(千円)(税抜き)

区分 (年度:平成)	22	23	24	25	26
収益的収入	130,124	120,323	131,623	132,505	153,388
収益的支出	203,377	202,133	154,183	157,458	146,857
収支差(利益)	▲ 73,253	▲ 81,810	▲ 22,560	▲ 24,953	6,531

### 【地域振興事業年度別貸借対照表】

(千円)

区分 (年度:平成)	22	23	24	25	26
資産	2,970,475	2,833,122	2,742,420	2,673,580	2,521,454
負債	2,830,505	2,800,271	2,753,342	2,710,672	6,014,565
(うち修繕準備引当金 <sup>*</sup> )	26,377	19,077	14,187	14,187	-
(うち修繕引当金 <sup>*</sup> )	-	-	-	-	14,187
資本	139,970	32,851	▲ 10,922	▲ 37,092	▲ 3,493,111
(うち累積欠損金)	3,402,775	3,484,585	3,507,145	3,532,098	3,525,567
他会計借入金	6,216,379	6,168,852	6,104,199	6,059,537	5,989,042

<sup>\*</sup>修繕準備引当金は、会計制度見直しに伴う経過措置により、平成26年度から修繕引当金として計上している。

### 3 企業局が果たしてきた役割と今後取り組むべき課題

#### (1) 電気事業

##### ① これまでの業績評価

電気事業における平成26年度までの中長期計画（行動計画）の取組状況とその評価は、次のとおりです。

#### <電力の安定供給>

##### ○ 供給電力

###### 【取組状況】

発電設備や取水ダム等の管理運営を適切に行い、発電施設の健全性を維持し、効率的な運用を図る中で供給電力の増加に努めました。また、計画期間中に、琴川第三発電所や深城発電所等の整備を行いました。

この結果、平成18年度から平成26年度までの目標供給電力量42億3千万kWhに対し、実績供給電力量は42億4千6百万kWhになりました。

【評価】：目標数値に対する達成率は100.4%となり、計画を達成しました。

水力発電所は、降雨など自然による影響を大きく受けますが、発電所の計画的な整備と効率的な取水を心がけ、日常の点検を確実に実施することにより、安定的な電力供給を行っています。

##### ○ 西山ダム貯水量の回復

###### 【取組状況】

西山ダム調整池の護岸工事や土砂対策を行うことにより、ダムの貯水容量を回復させ、発電量の増加やピーク運転能力の向上を図りました。

土砂の搬出については、平成26年度までの期間で、約26万m<sup>3</sup>の搬出を行いました。

【評価】：概ね計画どおり実施しました。

##### ○ 人材育成の推進

###### 【取組状況】

計画的に職場研修を実施し、技術や知識の習得とともに研修指導者の育成を図りました。また、職員の能力向上のため一般行政部門との人事交流を実施しました。

外部機関の開催する研修にも参加し、専門技術・知識の習得や専門情報の収集を図りました。

【評価】：計画どおり実施しました。

## ○ 現場保安管理の充実強化

### 【取組状況】

#### ① 管理体制の見直し、保安管理の強化

発電所及び取水口の効率的な維持管理に必要な体制の確保について、毎年度、人事異動の際に人員計画の見直しを行っています。

#### ② 機器操作・運用マニュアルの更新、故障・作業記録等のデータ蓄積

機器操作手順書等を更新し、常に現場の状況に合わせて作業できるようにしています。また、故障や作業記録のデータを随時、追加するなど、作業の効率化を図っています。

#### ③ 安全衛生教育の実施

計画的に安全衛生に関する特別教育の受講等を実施し、安全体制の充実を図っています。

---

【評価】：計画どおり実施しました。

## ○ 発電施設の計画的な整備

### 【取組状況】

#### ① 12カ年長期改修計画による既設発電所の改良及び修繕

発電所の停止を伴う工事と定期点検との調整を図りながら、計画的に実施しました。また、改良、修繕長期計画の見直しを行うなど、計画の精査を行いました。

#### ② 河川維持流量の放流

小屋敷第一、第二発電所の水利使用許可更新に伴い放流量の見直しを行うとともに、平成23年度末から許可に先立ち、自主的な河川維持流量の放流を行いました。平成25年度末に奈良田第三発電所、西山発電所について放流量の見直しを行い、水利使用許可の更新申請を行いました。他の発電所と同様に、許可内容に応じて河川維持流量の放流を行っていきます。

#### ③ 特別産業廃棄物(PCB<sup>※</sup>)の処理

処理方法が確立している高濃度PCBについては、平成22年度から計画的に処理を行っており、これまでに変圧器42台、コンデンサー7台、ドラム缶2本、安定器5台を処理しました。

---

【評価】：概ね計画どおり実施しました。

## ○ 早川上流域水源かん養林整備

### 【取組状況】

森林環境部が西山ダム上流域の県有林において実施した、間伐等の森林整備に伴う費用を負担しました。平成26年度は、約19haの間伐を行うとともに、併せて次年度以降のための測量を行いました。平成20年度からの7年で131haの間伐を行っており、治水能力の向上、河川水の安定的確保による発生電力量の増加や地球温暖化防止対策への貢献、南アルプス国立公園や県立南アルプス自然公園の森林景観の保全等に貢献しています。

【評価】：概ね計画どおり実施しました。

## <クリーンエネルギーの推進>

### ○ 水力発電の推進

#### 【取組状況】

企業局が調査を行っている一般水力開発地点のうち、北杜市・富士見町地点及び早川町内の地点について地元市町との交渉を行い、事業化の可能性を探っています。

小水力発電所については、10年間に10地点程度を新たに開発する小水力発電開発推進計画「やまなし小水力ファスト10<sup>\*</sup>」の最初の発電所として、朝穂堰浅尾発電所が平成27年4月から稼働しています。

【評価】：水力発電の開発に向けた地元交渉等を積極的に行い、概ね計画どおり推進しています。

### ○ クリーンエネルギーの普及推進

#### 【取組状況】

##### ① 太陽光発電の普及促進

米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」でのイベント開催や学習会の実施等を通じ、再生可能エネルギー等についての普及啓発と情報発信を行いました。

また、電力貯蔵技術に関しては、公益財団法人鉄道総合技術研究所等と共同で「次世代フライホイール蓄電システム<sup>\*</sup>」の研究開発を進めており、1,000kWの実証試験用太陽光発電所を建設し、平成27年9月から実証試験を行っています。

##### ② 小水力発電の普及促進

小水力発電モデル施設として、塩川第二発電所、若彦トンネル湧水発電所、深城発電所、大城川発電所を建設し、この4例の発電所の事例集を発行しました。

また、やまなしプラザにおいて小水力発電フェアをエネルギー局と合同で開催しました。

【評価】：概ね計画どおり実施しました。

## <経営の健全性の確保>

### ○ 財政基盤の強化

#### 【取組状況】

#### ① 積立金の積立

利益剰余金から、それぞれの積立金に積立てました。

減債積立金<sup>\*</sup>については、企業債未償還残高<sup>\*</sup>までの積立が完了しています。

#### ② 退職給付引当金<sup>\*</sup>の引き当て

職員の退職手当の支給に備えるため、平成26年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上しています。

---

【評価】：計画どおり実施しました。

### ○ 事務処理の効率化とコスト管理

#### 【取組状況】

事務的経費（消耗品、旅費、雑費）について、平成22年度までに平成17年度予算の1割を削減しました。

平成23年度以降は、平成22年度予算を基準に適切なコスト管理に努めることとし、平成27年度予算（83,373千円）は、平成22年度予算（83,268千円）並みとなっています。

---

【評価】：概ね計画どおり実施しました。

### ○ 職員数、給与の適正化

#### 【取組状況】

#### ① 定員管理

平成27年4月1日現在、電気事業の職員数は、正規職員が、局本庁34人、発電総合制御所18人、早川水系発電管理事務所33人、笛吹川水系発電管理事務所18人の合計103人、非常勤嘱託職員16人となっています。

#### ② 給与の適正化

職員の給与（特殊勤務手当(企業従事手当)を除く。）及び基準等は、知事部局に準じた取扱いとなっています。

---

【評価】：計画どおり実施しました。

## ○ 財務状況

### 【取組状況】

主な収益的収入は、東電への売電による料金収入で、主な収益的支出は、人件費、施設・設備修繕費及び減価償却費です。

収益的収支は、各年度とも収支がプラスとなっており、安定した経営状況にあります。平成26年度までの計画期間中の利益は、49億1千4百万円となっています。また、起債の償還、設備の改良・開発などのために利益を着実に積み立てるなど、健全な経営を行っています。

【評価】：計画どおり安定した経営状況にあります。

## ② 電気事業の役割と事業の必要性

県内の豊富な水資源を活用した水力発電等により、平成27年度は、年間4億7千8百万kWhの電力供給を計画しています。これは、一般家庭13万世帯分の年間の使用電力量に相当します。

流れ込み式による水力発電は、運転コストが低いことから、国のエネルギー基本計画においてベースロード電源※に位置付けられ、国のエネルギー政策の重要な役割を担っています。また、水力発電は、二酸化炭素の排出量が極めて少ない再生可能エネルギーであることから、地球温暖化等に対する環境対策が世界的な課題となる中、その重要性が益々高まっています。

図表 1 1 水力発電の効果（平成27年度発電計画値で試算）

### ○ 山梨県の一般家庭13万世帯分（県内の40%）の使用量に相当

$478(\text{百万})\text{kWh} \div (300 \times 12) = 132,778 \approx 130,000$ 世帯

※1世帯1月当たりの消費電力量を300kW（2007年度全国平均値、電気事業連合会）として試算

### ○ ドラム缶63万本の石油量に相当

$478(\text{百万})\text{kWh} \times 0.265\%/\text{kWh} = 126,700,740\% / 200\% = 633,503.7 \approx 63$ 万本

※石油火力により1kWhの発電を行うために必要な石油の量0.265リットルを採用

### ○ 二酸化炭素35万トンの排出抑制効果

$478(\text{百万})\text{kWh} \times 0.727\text{kg-CO}_2 = 347,506,000\text{kg-CO}_2 = 347,506\text{t-CO}_2 \approx 348,000\text{t-CO}_2$

※発電における二酸化炭素発生量（資源エネルギー庁（電力中央研究所）H22.8年公表数値）から石油火力と水力発電の1キロワットアワー当たりの排出量の差として0.727kgを採用（石油火力：0.738kg-CO<sub>2</sub>/kWh 水力：0.011kg-CO<sub>2</sub>/kWh）

### ○ 約4万4千6百haの森林の二酸化炭素吸収量に相当（山梨県の森林の年間吸収量の12.8%に相当）

$347,506\text{t-CO}_2 \div 7.8\text{t-CO}_2/\text{ha}/\text{年} = 44,552\text{ha}/\text{年} \approx 44,600\text{ha}/\text{年}$

森林(杉)のCO<sub>2</sub>吸収量7.8-CO<sub>2</sub>/km<sup>2</sup>/年  $44,552 \div 347,294 = 0.128$

※林野庁HP：杉（7.8t-CO<sub>2</sub>/ha/年）、（ブナ4.6 t-CO<sub>2</sub>/ha/年）

※山梨県の森林面積（H22.）347,294ha（山梨県の面積446,573ha）

また、電気事業は、県民福祉の増進に寄与するため、関係省庁と卸供給先の東電の了解を得て、毎年度の利益から、「地域文化振興・環境保全積立金<sup>\*</sup>」を積み立て、クリーンエネルギー開発等の電気事業の推進・啓発に寄与する資産や地域の文化振興に寄与することを目的とした美術品の取得のほか、環境保全事業等を対象に、一般会計への繰出しを行ってきました。

特に、美術品の取得では、企業局発足の20周年事業等の機会に、昭和52年にジャン・フランソワ・ミレーの「種をまく人」を始め、「夕暮れに羊を連れ帰る羊飼ひ」などを購入し、山梨県立美術館に寄託展示することで、県民文化の向上に寄与し、県内外から多数の来館者が訪れています。

このほか、発電施設がある市町村に対し国有資産等所在市町村交付金（固定資産税に代わるもの）や電源立地地域対策交付金が交付されるなど、電気事業は、県民福祉の向上に欠かせないものとなっています。

図表 1 2 美術品等の購入及び資金貸付一覧

(千円)

区分	作品	作者	金額	購入(貸付)年月	会計区分	所在	備考	
企業局が購入	絵画	種をまく人	106,870	S52. 11. 24	電気	県立美術館	20周年記念事業で購入	
		夕暮れに羊を連れ帰る羊飼ひ	74,810	"	"	"	"	
		落穂拾い(夏)	386,130	H8. 3. 15	"	"	40周年記念事業で購入	
	彫刻	四つに分かれた横たわる人体	ヘンリー・ムア	70,295	S53. 2. 28	"	"	20周年記念事業で購入
		叙事詩	ブールデル	40,000	S61. 8. 6	"	"	30周年記念事業で購入
		風神・雷神	澤田美保	5,000	H3. 11. 7	"	富士北麓公園	35周年記念事業で購入
		人走り人休み	澤田美保	3,000	"	"	県立美術館	"
		EVE	舟越保武	25,000	H4. 3. 10	"	県立美術館	"
		モニュメント(子牛の誕生)	井上公雄	15,530	H6. 5. 20	地域振興	まきばレストラン	まきばレストラン整備事業費で購入
		花持つ少女	舟越保武	19,417	H8. 10. 29	電気	県立美術館	40周年記念事業で購入
その他	「たけくらべ」原稿複製(77葉)	樋口一葉	24,300	H4. 3. 25	"	県立文学館	"	
小 計			770,352					
資金の貸付	絵画	ポーリーヌ・オノの肖像	60,000	S55. 3. 31	-	県立美術館		
		ダフニスとクロエ	80,000	"	-	"		
		冬	110,000	"	-	"		
	彫刻	瀕死のケンタウロス	81,000	S59. 3. 31	-	"		
	絵画	ペントハイム城の見える風景	150,000	H1. 3. 31	-	"		
小 計			481,000					
合 計			1,251,352					



図表 1 3 一般会計への繰出金（平成 2 7 年度環境重点化事業）

（千円）

課名	事業名	繰出金	事業費
<b>【エネルギーの地産地消推進事業】</b>		3,958	3,958
林業振興課	未利用木材搬出支援事業費支援金	870	870
エネルギー政策課	やまなし省エネ推進県民運動事業費	3,088	3,088
<b>【地球温暖化対策費用】</b>		7,742	7,742
森林環境総務課	エコライフ県民運動推進事業費	537	537
大気水質保全課	環境に優しいバス普及促進事業	5,000	5,000
みどり自然課	やまなし緑化情報ポータルサイト開設事業費	1,421	1,421
みどり自然課	やまなし緑育推進事業費	784	784
<b>【環境保全費】</b>		88,300	126,062
企画課	研究費（富士山の地下水・湧水の分析による水資源活用）	28,635	28,635
森林環境総務課	環境学習指導者派遣事業費	819	819
みどり自然課	特定鳥獣適正管理事業費補助金	32,921	69,000
観光資源課	富士山レンジャー設置事業費	21,548	21,548
畜産課	やまなしエコフィールド利用促進事業費	202	202
農業技術課	有機農業フェスティバル開催事業費	751	2,434
農業技術課	有機農業アカデミー開催事業費	557	557
農業技術課	有機農産物出荷体制整備事業費	2,250	2,250
農業技術課	有機農産物販路拡大地産ツアー開催事業費	617	617
合計		100,000	137,762

図表 1 4 国有資産等所在市町村交付金の推移

（千円）

区分	（年度：平成）	23	24	25	26	27
市町村交付金額		139,387	141,052	135,042	139,732	138,170

### ③ 今後取り組むべき課題

#### ア 電力システム改革への対応

平成 2 8 年 4 月から電力システム改革の第二段階が実施され、電力の小売と発電への参入が全面自由化されるとともに、事業類型のライセンス制が導入されます。新制度では、これまで企業局が行っていた卸供給事業\*の定義がなくなり、一般電気事業者\*の供給義務・料金規制を補完する卸規制\*は撤廃されます。

これにより、電気事業法上、3つの類型の電気事業者が存在することとなり、企業局としては、「発電事業者\*」と「小売電気事業者\*」のいずれかを選択することになります。

今後、電気事業の形態を選択する上では、①企業局が東電と締結している電力受給基本契約（県営 2 1 水力発電所により発電した電気の全量を平成 3 5 年度まで売電する契約）（以下「基本契約」という。）をどうするのか、②計画した電力量を確実に発電しなければならない、いわゆる同時同量\*の義務に企業局

の体制として対応できるか、③「小売電気事業者」を選択する場合、企業局として自ら電力小売を行いうる体制が確保できるか、といった課題があります。

このため、企業局の今後の売電契約のあり方について、採算性、公共性、透明性や民間的手法の導入などを検討し、電力システム改革に的確に対応していく必要があります。

## イ 自立・分散型エネルギー社会の構築

県総合計画では、「輝き あんしん プラチナ社会」を実現するため、「エネルギー供給力」を、これからのやまなしを支える3つの力の一つとして捉え、その具体的取組として自立・分散型エネルギー社会の構築を政策として掲げています。

この中で、①燃料電池を活用した最先端の高効率発電システムの導入や太陽光などの不安定な電力を平準化するための蓄電システムの開発などに取り組むとともに、②県内で発電した電力を企業等に安価に供給することにより、県内産業の発展を促進するとしています。

また、県総合計画を構成するアクションプラン（計画期間：平成27年度～平成31年度）では、小水力発電の推進も掲げられています。

このため、これら県政策等を実現するため、企業局としての取組のあり方について検討していく必要があります。

## ウ 施設・設備の計画的な更新

電気事業の経営の基盤となる主要な発電所は、昭和30年代から昭和50年代に建設されたものが多く、施設の大半が耐用年数に迫っています。

企業局では、これまでも12年間の「水力発電施設長期改修計画」（以下「長期改修計画」という。）を策定し、毎年度見直しを行う中で、発電施設・設備の整備や日常の点検・修繕を実施してきました。

電力の安定供給や健全経営のためには、今後も長期改修計画に基づき、計画的に発電施設・設備の更新や保守作業を行っていくとともに、設備更新時には、最新技術の導入等により、可能な限り出力の増強を図っていく必要があります。

## エ 発電所立地地域の自然環境への配慮

発電所の多くは、早川水系（早川町、南アルプス市）、笛吹川水系（山梨市、甲州市）に立地し、国立公園内等にも発電施設があります。

南アルプス市は平成23年に、早川町は平成26年に景観条例等を施行するとともに、当該地域が平成26年6月に南アルプスユネスコエコパーク※に登録されたことから、企業局が行う発電事業においてもこれまで以上に自然環境への配慮が求められます。また、笛吹川水系では、発電所の上・下流で上水やかんがい用水が取水されています。

発電所では、油圧を使った機械装置のほか、潤滑油、絶縁油等を使用していることから、これまでも全ての発電所で油の流出等に対し十分な対策を行ってきましたが、今後も油の流出事故等が発生しないよう、万全を期す必要があります。

## (2) 温泉事業

### ① これまでの業績評価

温泉事業における平成26年度までの中長期計画（行動計画）の取組状況とその評価は、次のとおりです。

#### <温泉の安定供給と資源保護>

##### ○ 温泉の安定供給と資源保護

###### 【取組状況】

###### ① 温泉の安定供給

年間を通じて、契約者に安定した温泉供給を行いました。

※平成26年度実績：832,945 m<sup>3</sup>（対前年度比 102.7%）

契約口数：516口（平成26年度末）

###### ② 温泉の資源保護

県営石和温泉運営協議会や笛吹市石和町・春日居町源泉保有者懇談会を開催し、温泉資源保護の重要性について意見交換を行いました。

【評価】：平成26年度の給湯量は、前年度と比較し2.7%増となりました。  
安定した温泉供給を行い、温泉の資源保護を図ることができました。

##### ○ 送配湯管の敷設替え

###### 【取組状況】

平成22年度末までの累計は、送湯管1,750.5m、配湯管8,870.8mで、全体の約86%まで整備しました。

平成23年度から平成25年度に、配湯管440.4mの敷設替えを行いました。

平成26年度は、温泉給湯施設の改修工事を行ったことから、送配湯管敷設替工事は実施していません。

【評価】：平成26年度末の進捗率は、送湯管が97.1%、配湯管が88.3%となりました。  
配湯管の敷設替えについては、県及び笛吹市が実施する公共事業の施工に合わせて実施してきましたが、県及び市の施工時期が延びた結果、実施時期の再調整が必要となっています。

#### <事業移管の検討>

###### 【取組状況】

笛吹市等と事業移管についての課題を検討しました。

【評価】：事業移管の前提となる様々な課題について、検討しています。

## <経営の健全性の確保>

### ○ 財政基盤の強化

#### 【取組状況】

建設改良積立金は、1億1千1百万円を積み立てました。  
※平成27年3月末残高 約1億9千7百万円

【評価】：計画どおり実施しました。

### ○ 事務処理の効率化とコスト縮減への努力

#### 【取組状況】

#### ① 利用料金納入の効率・適正化

滞納者に対する電話・内容証明郵便による督促や直接訪問などにより、督促の強化、納期限内納入の促進に努めています。

#### ② 事務的経費(消耗品費、旅費、雑費)のコスト管理

平成22年度までに平成17年度予算の1割を削減しました。

平成23年度以降は、平成22年度予算を基準に適切なコスト管理に努めることとしており、平成27年度予算(2,125千円)は、平成22年度予算(3,866千円)と比べ45.0%削減されています。

【評価】：計画どおり実施しました。

### ○ 職員数、給与の適正化

#### 【取組状況】

#### ① 定員管理

温泉事業の職員数は、正規職員が4人、非常勤嘱託職員が4人で増減はありませんでした。

#### ② 給与の適正化

電気事業と同様の取扱いをしています。

【評価】：計画どおり実施しました。

## ○ 財務状況

### 【取組状況】

主な収益的収入は、温泉の給湯による利用料金で、主な収益的支出は、人件費及び減価償却費です。

収益的収支は、各年度とも収支がプラスと安定した経営状況にあり、平成26年度までの計画期間中の利益は2億7千9百万円となっています。

資本的収支<sup>※</sup>は、送配湯管の敷設替えによる支出の不足分に対し、施設・設備の建設改良に利用する内部留保資金（建設改良積立金、損益勘定留保資金<sup>※</sup>）を充てています。

【評価】：計画どおり安定した経営状況にあります。

## ② 温泉事業の役割と事業の必要性

笛吹市の入湯客数は、過去5年、平均で80万人を超えており、石和温泉・果実郷周辺の入込客数に占める割合は38.7%となっています。

温泉事業は、笛吹市石和町周辺に47ある旅館・ホテルのうち39に供給を行っており、石和・春日居温泉郷の地域観光の振興に大いに役立っています。

また、県営温泉として給湯を行うことにより貴重な温泉資源の乱掘防止を図るとともに、地域の関係者・機関等と温泉資源の保護や有効活用のあり方について協議するなど、地域の観光振興に欠かせない事業となっています。

図表15 笛吹市内の入湯客数等の状況

区分 (年度:平成)	石和温泉・果実郷周辺 の入込客数(人)	入湯客数(人)	割合
22	1,987,716	793,252	39.9%
23	1,749,084	778,806	44.5%
24	2,177,466	792,691	36.4%
25	2,237,428	854,373	38.2%
26	2,423,413	871,743	36.0%
平均値	2,115,021	818,173	38.7%

## ③ 今後取り組むべき課題

### ア 安定供給と資源保護

温泉事業は、この地で湧出する温泉を付近の旅館・ホテルや個人などの契約者に供給する事業であることから、今後も安全・安心で安定した温泉の供給が求められます。

また、石和・春日居温泉郷の持続的な発展のため、地域の関係者・関係機関と連携しながら、温泉資源の保護について認識を深めていく必要があります。

## イ 施設・設備の計画的な整備

送配湯管については、昭和47年度以降、保温性・耐久性の高い送配湯管に敷設替えを行うとともに、施設の耐震性能の向上及び安定した給湯を行うため、平成26年度から、石和温泉管理事務所内の温泉給湯施設の改修を行っています。

現在、送配湯管の敷設替えの進捗率は約9割、温泉給湯施設の改修についても未着工部分があることから、今後も計画的に施設・設備を更新・改修していく必要があります。

## ウ 事業移管

温泉事業は、受益者が主に笛吹市内の特定地域に限られており、同地域には市営温泉事業も存在することから、地元市等への事業移管の検討がされてきました。

しかしながら、事業移管に関する条件面での食い違いがあるほか、市営温泉事業との料金格差など、解決しなければならない課題が残されています。

### (3) 地域振興事業

#### ① これまでの業績評価

地域振興事業における平成26年度までの中長期計画（行動計画）の取組状況とその評価は、次のとおりです。

#### <丘の公園の運営>

##### 【取組状況】

平成24年3月に設置された有識者等による「地域振興事業（丘の公園）あり方検討委員会」（以下「あり方検討委員会」という。）の提言等を踏まえ、平成26年度以降も引き続き、指定管理者制度・利用料金制により運営しました。

【評価】：指定管理者の経営状況を注視しながら、現在の運営方法の維持に努めています。

#### <今後の丘の公園のあり方の検討>

##### 【取組状況】

あり方検討委員会において、平成26年度以降の事業のあり方について検討し、平成25年1月に公営企業管理者に対し報告書が提出されました。あり方検討委員会からの提言を踏まえ、平成26年度以降も指定管理者制度による管理運営を継続し、指定期間中（平成26年度～平成30年度）は、次の目標を掲げて一層の経営改善に努めていくこととしました。

①指定管理者制度の適正な運用、②収益的収支の黒字化、③借入金の計画的な償還

【評価】：事業のあり方について検討し、方針を決定することができました。

#### <経営の健全性の確保>

##### 【取組状況】

平成26年度以降も引き続き、指定管理者制度・利用料金制により運営しました。施設、設備等の補修については、指定管理者との協定書に基づき適切に対処しました。

【評価】：計画どおり実施しました。

## ○ 財務状況

### 【取組状況】

主な収益的収入は、指定管理者からの納入金で、主な収益的支出は、借地料及び減価償却費です。

納入金については、平成21年度から平成25年度は経済事情などを考慮し、指定管理者と協議する中で減額を行いました。

平成26年度は、計画どおり指定管理者からの納入金があったこと、減価償却費が減少したことから、平成18年度以来8年ぶりに単年度収支が黒字となりました。

資本的収支は、電気事業への借入金償還により不足が生じていますが、内部留保資金（損益勘定留保資金）で補てんしています。

電気事業会計からの長期借入金は計画的に償還を行っていますが、平成26年度末の残高は、約59億9千万円となっています。

【評価】：計画どおり長期借入金の償還を行っていますが、依然として厳しい経営環境にあることから、引き続き、経営の健全化に努める必要があります。

## ② 地域振興事業の役割と事業の必要性

丘の公園は、昭和61年の開業以来、平成26年度までに延べ548万人を超える人々に利用され、八ヶ岳高原周辺入込客数に占める丘の公園の利用者数の割合は、過去5年の平均で9.5%となるなど、八ヶ岳南麓地域における観光振興の中核施設として役割を果たしています。

また、ゴルフ場利用税の一部及び入湯税が地元北杜市の収入に、恩賜県有林借地料の一部が地元財産区の収入となっており、開業以来、累計で約15億円が地元の収入となっています。

このほか、丘の公園の従業者に地域住民を雇用するほか、レストランの食材・土産品に地元農畜産物を活用するなど、地域経済への波及効果も大きなものとなっています。

また、電気事業会計からの長期借入金の残高は、平成26年度末で約59億9千万円となっていますが、これを継続して計画的に償還していくことは、電気事業にとっても安定した経営に繋がることから、地域振興事業の継続は、企業局の経営の健全性を確保するためにも必要となっています。

図表16 丘の公園の利用者及び八ヶ岳南麓地域の入込客の状況

区分 (年度:平成)	ゴルフ事業			レジャー事業					レストラン事業	合計
	計	コース	練習場	計	アクアリゾート	バターゴルフ	オートキャンプ場	その他	まきばレストラン	
累計	1,649,444	1,379,069	270,375	2,928,088	1,969,988	629,851	222,265	105,984	912,349	5,489,881

区分 (年度:平成)	八ヶ岳高原周辺入込客数(人)	丘の公園利用者数(人)	割合
22	2,197,373	222,084	10.1%
23	2,106,184	224,681	10.7%
24	2,392,597	223,657	9.3%
25	2,568,880	219,952	8.6%
26	2,430,546	213,375	8.8%
平均値	2,339,116	220,750	9.5%



図表 17 丘の公園事業に伴う税収等の状況

○丘の公園事業に伴う税収等

(千円)

区分	平成26年度		平成26年度までの累計	
	県	地元市等	県	地元市等
ゴルフ場利用税	5,574	13,006	324,754	757,758
入湯税	—	4,826	—	89,882
借地料	45,800	15,267	1,971,555	657,185
計	51,374	33,099	2,296,309	1,504,825

\* ゴルフ場利用税の額の7/10は、北杜市へ交付(都道府県税であるが税収の7割はゴルフ場の所在市町村へ交付)

\* 借地料の額の1/4は、山梨県恩賜県有財産土地利用条例により地元財産区へ交付

○指定管理者の雇用状況(平成26年度)

(人)

雇用区分	正社員	契約社員	期間社員	パート・アルバイト	計
人数	27	17	14	43	101

③ 今後取り組むべき課題

ア 人口減少による利用者減少への対応

今後、我が国の人口及び年齢構成は、著しい減少及び超高齢化に向かうとされていることから、丘の公園においても、ゴルフをはじめとする施設利用者が徐々に減少していくと予測されます。

利用者の減による施設の料金収入の減少は、指定管理者の収支悪化に直結することから、今後は、施設利用者の増加に向けた方策や利用者の減少を見据えた事業規模のあり方等について検討していく必要があります。

イ 施設・設備の計画的な更新・改修

丘の公園のゴルフ施設は、昭和61年の営業開始から29年が経過し、また、アクアリゾート清里は、平成8年の営業開始から19年が経過するなど、施設設備の老朽化が進行しています。

こうした施設設備の老朽化に伴い、思わぬ事故の発生や修繕箇所が増加等による維持管理経費の増加、旧型機器の使用に伴う光熱経費の増加、更に老朽化し使いにくくなった施設を嫌う施設利用者の減少等が懸念されます。

今後も、施設利用者に快適な施設環境を提供し、リピーターや新規利用者の確保等により事業の安定化を図っていくためには、施設設備の計画的な更新・改修を進めていく必要があります。

ウ 今後の事業のあり方の検討

地域振興事業は、平成26年度末で約35億円の累積欠損金と約59億9千万円の長期借入金があり、依然として厳しい経営状態にあります。

丘の公園は、平成30年度まで指定管理者制度により管理運営されることが決定していますが、人口減少による利用者の減少や施設の老朽化等を見据える中で、八ヶ岳南麓地域の中核施設として役割を果たしていくため、平成31年度以降の事業運営全体のあり方について、検討していく必要があります。

#### 企業局のあるべき姿

- 地方公営企業の経営の基本原則に基づき、企業としての経済性を発揮し、公共の福祉の増進を図ります。
- 地方公営企業は、公共性が高い事業を行っていることに鑑み、電気、温泉及び地域振興の各事業が安定的に経営できるよう、独立採算制の原則に基づき、徹底した効率化、経営健全化を図ります。

企業局の経営の基本原則です。この基本原則に基づき、電気、温泉及び地域振興の各事業を運営していきます。

#### 企業局の果たすべき役割

- 電気、温泉及び地域振興の各事業の計画的な執行を通じて、県民へ適正なサービスを提供し、県民福祉の増進に寄与します。
- 企業局の経営に支障のない範囲で、一般会計への繰出しの拡充等を図り、県の重要な施策展開に貢献します。
- 企業局が発電した電力を県内企業等に安価に供給することを通じて、県内企業の事業拡大、新規企業立地、雇用創出等を促進し、本県の経済発展と定住人口の増加に貢献します。

山梨県公営企業の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第1条において、「産業経済の発展、観光の開発その他県民の福祉の増進に寄与するため、電気事業、温泉事業及び地域振興事業を設置する。」と規定されています。

前章までで、企業局にかかわる主な社会経済情勢の変化のほか、各事業の今後取り組むべき課題等を整理したところですが、条例で規定する企業局の事業目的、企業局が置かれた現状等を踏まえ、今後の企業局の果たすべき役割を示しました。

なお、各事業の今後の具体的な役割については、次章以降、今後の基本的あり方として示しています。

### 1 電気事業の今後の基本的あり方

- 電力システム改革に的確に対応し、電力の安定供給を行うことにより、引き続き、事業の健全経営に努めます。
- クリーンエネルギーの普及促進や小水力発電の開発等に取り組むことにより、地球温暖化防止対策に貢献します。
- 事業で得られた利益を県民に還元し、県民福祉の向上に取り組みます。

電気事業を取り巻く経営環境は大きく変化しようとしています。電力システム改革に的確に対応するためには、発電施設・設備の適切な保全による電力の安定供給と経営の健全性の確保が大前提となります。

これらの取組の充実、強化を図った上で、地方公営企業として最適な電気事業を行い、県内経済の発展にも寄与していきます。

### 2 電気事業における経営の基本方針

電気事業の今後の基本的あり方を実現していくため、次のとおり経営の基本方針を定め、対応を図っていきます。

#### (1) 電力の安定供給

電力システム改革に的確に対応し、事業の採算性を確保するとともに、発電施設・設備の計画的な整備や河川維持流量の放流等発電に欠かせない環境整備を行うことにより、電力の安定供給を図ります。

#### (2) グリーンイノベーションの推進

本県の恵まれた自然環境を活かし、太陽光発電や小水力などのクリーンエネルギーの普及促進に取り組むことにより、低炭素社会の実現や自立・分散型エネルギー社会の構築に向けたグリーンイノベーションを推進します。

#### (3) 経営の効率化・健全性の確保

電気事業が安定的に経営できるよう、事務的経費等の削減に努めるとともに、施設・設備の更新・改修に必要な財源を計画的に確保し、経営の効率化、健全性の確保に努めていきます。

#### (4) 一般行政部門との連携

県が平成28年3月に策定した「やまなしエネルギービジョン」に沿い、強い経済・しなやかな暮らしを支えるエネルギー社会の実現に向けた取組との連携を図っていきます。

また、電気事業で得られた利益の一般会計への繰出しを通じて、県の重要な施策展開に貢献できるよう、一般行政部門との連携を図っていきます。

### 3 経営の基本方針を踏まえた事業計画

#### (1) 電力の安定供給

##### ① 目標供給電力量

平成28年度の目標供給電力量は、これまでの実績等を踏まえ4億7千万kWhを見込んでいます。平成29年度から平成34年度まで小水力発電所等の整備が進むことから、供給電力量が増加し、平成35年度以降は4億8千百万kWhを見込んでいます。なお、今後の発電所の整備や出力増強等の進捗状況を踏まえ、適宜、目標供給電力量を見直していきます。

図表18 目標供給電力量

(kWh)					
区分(年度:平成)	28	29	30	31	32
既存分	470,000,000	470,000,000	470,000,000	470,000,000	470,000,000
新規	0	600,000	1,430,000	2,030,000	3,830,000
計	470,000,000	470,600,000	471,430,000	472,030,000	473,830,000

区分(年度:平成)	33	34	35	36	37
既存分	470,000,000	470,000,000	470,000,000	470,000,000	470,000,000
新規	10,430,000	11,030,000	11,630,000	11,630,000	11,630,000
計	480,430,000	481,030,000	481,630,000	481,630,000	481,630,000

##### ② 電力システム改革への対応

###### ア 当面の対応

###### a 「発電事業者」の選択と基本契約の継続

電力システム改革の第二段階の実施により、平成28年4月から、電力の小売と発電への参入が全面自由化されるとともに、事業類型のライセンス制が導入され、電気事業法上、企業局は、「発電事業者」と「小売電気事業者」のいずれかを選択することになりました。

このため、企業局が現在置かれている状況を精査する中で、平成28年4月以降は、「発電事業者」を選択し、東電との基本契約を継続することとしました。

企業局として、直接小売を行うことは、①東電との長期契約の解消に、多額の補償金が必要となること、②契約した電力を確実に供給する、いわゆる同時同量を達成するため補完電力を確保する必要があるが、その確保に多額の経費が必要となること、③料金回収部門や営業部門など新たな組織が必要となることから、困難と判断しました。

また、東電との基本契約を解消し一般競争入札による売電に移行した場合の試算も行いましたが、多額の補償金のほか、これまで総括原価方式による契約では発生しなかった費用や移行後に新たに必要となる費用があることが明らかになったことから、当面、基本契約を解消しないことが有利と総合的に判断しました。

## b 県内企業等への安価な電力供給

県は、県総合計画において、地域資源を積極的に活用して、活力ある地域経済や生き生きとした県民生活の実現を図ることとしています。

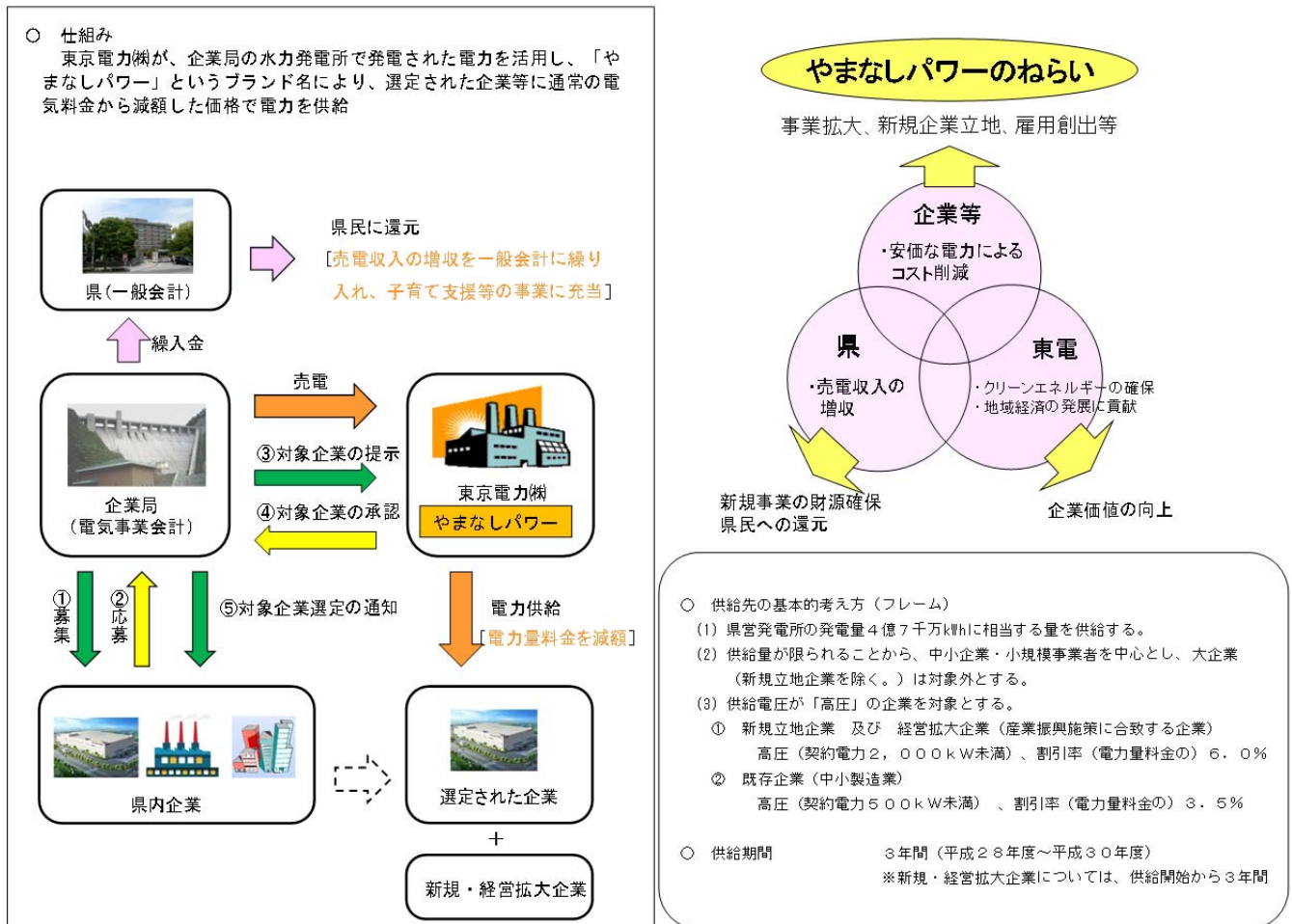
企業局は、県の政策目標を踏まえ、県行政の一翼を担い、県内産業の発展にも貢献していくため、企業局で発電した電力を県内企業等に安価に供給する方法について検討を行いました。

検討の結果、東電と協議を行う中で、平成28年4月から、企業局が県営水力発電所で発電した電力を、東電に売電し、東電が県内企業等に安価に供給する電力供給ブランド「やまなしパワー」として電力供給を行うこととなりました。

地方公共団体の水力発電をベースに、電力会社と組み、地域を限定して供給する仕組みは、全国で初めてです。これにより、県内企業等の事業拡大、新規企業立地、雇用創出等が促進され、本県経済の発展と定住人口の増加に繋がるとともに、広く県民に対しても売電利益の還元を通じて、県民福祉の更なる向上が期待されます。

なお、「やまなしパワー」による電力供給については、3年目に実施の効果等を検証することになっており、電力自由化後の市場動向等も踏まえ、見直しを行います。

図表19 「やまなしパワー」の概要（平成28年1月の募集開始時点の概要）



## イ 基本契約満了後に向けた対応

基本契約は、平成35年度末に契約期間が満了となることから、基本契約満了後の電気事業のあり方について、事前検討及び準備を十分に行い、電力システム改革に的確に対応する必要があります。

企業局は、「発電事業者」を選択した場合、一般競争入札による新たな売電契約の締結による電力供給、「やまなしパワー」の後継事業の実施による電力供給、地域PPS\*の共同設立による電力供給などの手法を取ることができます。さらに、「小売電気事業者」として登録することにより、企業局自ら、県内企業や県民等に対して電力を小売する手法も選択することができます。

このため、今後の電力市場や他の公営電気事業者の動向等を注視しながら、最適な売電方法を選択し、地方公営企業としての経営の健全性を確保していく必要があります。

また、「やまなしパワー」の趣旨及び目的を踏襲し、又は実現できるような売電方法も併せて検討し、県民福祉の向上や事業収入の増加が見込まれるのであれば、複数の手法による売電など、経営の高度化も図っていきます。

## ③ 発電施設・設備の計画的な整備

### ア 発電施設・設備の計画的な整備

企業局の主要な発電所の多くは、昭和30年代に建設されています。定期点検等を実施して劣化状況の把握や故障箇所の早期発見に努めていますが、健全な状態に保つための保全工事や、長寿命化を目的とした改良工事には、多くの費用と発電所の長期間の停止が必要となります。

このため、工事の費用と停止期間の平準化を図るために長期改修計画を策定していますが、計画期間の10年間で、約113億円の建設改良事業費を見込んでいます。

また、点検結果など施設の状況を随時反映させるため、毎年、見直しを行っています。

今後も、この長期改修計画の精度を高め、改良、保全工事を着実に実施することで発電所の長寿命化を図り、長期的に電力の安定供給を実現していきます。

また、設備更新時には、最新技術の導入等により、可能な限り出力の増強を図っていきます。

図表20 今後10年間の新規・更新需要額の試算

(千円 税込み)

区分(年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
発電所改良費	1,025,935	1,333,902	1,276,735	267,289	219,212	1,160,533	871,967	306,499	254,916	171,768
発電所建設費	509,680	308,000	308,000	858,000	858,000	1,188,000	308,000	22,000	22,000	22,000

計画期間における主な整備事業は、次のとおりです。

図表 2 1 今後 10 年間の主な改修事業

区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
発電所施設・設備の計画的な整備	発電所施設・設備の計画的な整備									
	天科発電所改修工事		広瀬発電所改修工事		湯島発電所改修		奈良田第三発電所改修			
	西山発電所分解点検		野呂川発電所分解点検		奈良田第一・第二発電所分解点検		下釜口発電所分解点検		鼓川発電所分解点検	
	奈良田第一・第二発電所分解点検		琴川第三発電所分解点検		野呂川発電所分解点検		藤木・小屋一・小屋二発電所分解点検		琴川第一・第二発電所分解点検	
	天科発電所改修工事		下釜口発電所分解点検		野呂川発電所分解点検		鼓川発電所分解点検		奈良田第三発電所改修	
	西山発電所分解点検		琴川第三発電所分解点検		下釜口発電所分解点検		藤木・小屋一・小屋二発電所分解点検		奈良田第三発電所改修	
	天科発電所改修工事		琴川第三発電所分解点検		野呂川発電所分解点検		鼓川発電所分解点検		奈良田第三発電所改修	
	西山発電所分解点検		琴川第三発電所分解点検		下釜口発電所分解点検		藤木・小屋一・小屋二発電所分解点検		奈良田第三発電所改修	
	天科発電所改修工事		琴川第三発電所分解点検		野呂川発電所分解点検		鼓川発電所分解点検		奈良田第三発電所改修	
	西山発電所分解点検		琴川第三発電所分解点検		下釜口発電所分解点検		藤木・小屋一・小屋二発電所分解点検		奈良田第三発電所改修	

イ 既設水力発電所の出力増強

既設発電所の大規模改修時に、発電効率の高い設備・機器を導入し、出力増強を図ります。天科発電所については、平成 28 年度から平成 29 年度の改修工事において、出力増強を図ります。

また、改修工事後に性能確認試験を実施し、安全性及び最大出力の増強を確認し、供給電力量の増加を図ります。

区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
既設発電所出力の増強	既設発電所出力増強の検討									
	天科発電所改修工事									

ウ 河川維持流量の放流

河川から取水する際は、川の流れを確保し、河川に生息する動植物の保護や流水による河川の浄化機能の維持を図るため、一定の水量を河川維持流量として放流することが河川法で定められています。

企業局では、これまでも河川法に基づき、河川毎の状況に応じて一定の水量（河川維持流量）を放流するとともに、早川水系及び笛吹川水系の上流区間の河川維持流量を確保するため、発電取水箇所からの放流の見直しを行ってきています。

河川環境の改善に向けて、引き続き河川維持流量の放流を行うとともに、西山発電所の本川取水口等についても、水利使用許可更新時等に維持放流量などを見直していきます。

区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
正常流量の推進	維持放流の実施									
	奈良田第一・第二発電所水利更新									
	野呂川発電所水利更新									
	塩川発電所水利更新									
	朝穂堰浅尾発電所水利更新									
	朝穂堰浅尾発電所水利更新									
	大城川発電所水利更新									

### エ 西山ダムの湖面拡大及び貯水容量回復

西山ダムは、発電ダムと砂防ダムの共同事業として昭和31年に完成し、昭和34年及び昭和57年の大型台風襲来時には砂防機能を発揮し、ダム下流の災害防止に大きく貢献しました。

しかし、土砂の堆積により河床が上昇し、貯水容量の減少や湖面の縮小により景観も損ね、ダム流量調整機能が低下しています。

このため、計画的に堆砂対策放流等を行い、湖面の拡大及び貯水容量の回復により景観を回復させ、発電量の増加を図っていきます。

区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
西山ダムの湖面拡大・貯水容量回復	堆砂対策放流の実施									
	計画的な土砂搬出									

### オ 特別産業廃棄物（PCB）の処理

PCB入り機器は、昭和49年に製造や新たな使用が禁止され、企業局でも順次使用を中止するとともに、関係法令等に基づき、専用の倉庫で適切に保管管理を行ってきました。

PCB廃棄物の処理については、平成13年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が施行され、処理期限は平成39年3月（当初は平成28年7月まで）とされています。

企業局では、処理方法が確立している高濃度PCB（処理施設に登録済みのもの※）について、平成22年度から計画的に処理を行ってきました。処理方法が確立していないPCB廃棄物については、処理方法の確立を待ち、適正に処理を進めていきます。



区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
PCBの適正処理の推進	高濃度(PCB)の処理期限(平成35年3月31日)									
	安定器等・汚染物(PCB)の処理期限(平成36年3月31日)									
	低濃度(PCB)の処理期限(平成39年3月31日)									

## カ 塵芥の処理

水力発電では、発電所上部にヘッドタンク（水槽）を設置し、発電の支障となる塵芥（落ち葉、枯れ枝等）等を取り除いています。

これら塵芥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、自己処理、委託処理等により適正に処理することが求められており、企業局では委託処理を行ってきました。

このうち、早川水系の発電施設では大量の塵芥が発生し、この処理に多額の費用がかかっています。このため、経費削減と資源の有効活用を図る観点から、企業局が自ら当該塵芥を腐葉土化し、周辺の山林に還元する方策について、関係市町村等の了承が得られたことから、今後、腐葉土化施設を整備し、塵芥処理の効率化を図っていきます。

区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
塵芥の処理	奈良田第三発電所塵芥処理槽設置									
	その他の発電所の対応及び検討									

## (2) グリーンイノベーションの推進

### ① 再生可能エネルギーの普及促進

#### ア 再生可能エネルギー安定利用の促進

再生可能エネルギーを一層普及させ、安定利用していくためには、蓄電技術の更なる進歩と高度利用が不可欠です。

このため、超電導による電力貯蔵技術を用いた短周期\*蓄電システムや、改良型ニッケル水素電池による中周期\*蓄電システム、水素エネルギーを利用した長周期\*蓄電システムの実証研究を、引き続き行っていきます。

区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
再生可能エネルギー 安定利用の推進	短周期蓄電システム実証研究									
	中周期蓄電システム実証研究									
	長周期蓄電システム実証研究									
	米倉山を次世代エネルギー研究フィールドとして活用						(蓄電技術研究サイト)			
	→									

### イ 米倉山太陽光発電所PR施設を用いた普及啓発

企業局では、甲府市米倉山に大規模太陽光発電所を東電と共同で整備するとともに、当該発電所に併設するPR施設「ゆめソーラー館やまなし」を平成24年1月から開館しています。

当該施設では、次世代エネルギーについての情報発信、クリーンエネルギーや地球温暖化防止などに関するシンポジウム、学習イベント等を開催しており、環境施策に対する本県の姿勢を全国にアピールするとともに、グリーンイノベーションの普及啓発を引き続き行っていきます。

区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
PR施設による情報 発信と啓発活動	シンポジウム、学習イベントの等の開催									
	→									

### ② 「やまなし小水力ファスト10」の推進

地域資源を活用したエネルギー事業を推進するため、県内の急峻な地形を活用し、計画的に小水力発電所の建設を行っていきます。

「やまなし小水力ファスト10」では、エネルギーの地産地消を推進するため、FIT制度を活用し、平成25年度から10年で10箇所程度の小水力発電所の建設を集中的に行います。

区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
やまなし小水力ファ スト10の推進	小水力発電所の建設										
	1地点	2地点	3地点	6地点	8地点	9地点	10地点				
	管理運用										
整備地点数累計	→										

### ③ 新規水力発電所の開発の推進

再生可能なクリーンエネルギーの供給と電気事業の経営基盤強化を図るため、新規発電所の開発調査を継続して行います。

区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
新規水力発電所の 開発の推進	設計、協議			建設			運転開始			
	→			→						
	流量調査、関係機関協議									
	→									

#### ④ 木質バイオマス発電の検討

木質バイオマス発電<sup>\*</sup>については、事業採算性を精査し、その実現可能性について検討を行います。

### (3) 経営の効率化・健全性の確保

#### ① 組織、人材、定員及び給与

##### ア 効率的な組織の整備

電力システム改革への対応やグリーンイノベーションの推進に伴い発電施設等の増加が予想されることから、事務・事業を効果的かつ効率的に執行できるよう、より柔軟な職員配置を行っていきます。

##### イ 人材の確保・育成

発電業務に熟知した人材の育成はもとより、経営感覚を備えた幅広い人材の育成に努めます。

人材育成を推進するため、職場研修の機会を確保するとともに、研修指導者の育成を図ります。また、従来から行っている一般行政部門との人事交流を引き続き実施し、職員の能力向上を図ります。

外部機関の開催する研修に引き続き積極的に参加するとともに、東電等との民間企業交流研修を継続し、先進企業等への人材派遣研修についても検討していきます。

特に、電気職については、県職員として必要な基礎的能力、職務遂行能力及びマネジメント能力に加え、専門職として、専門技術に関する知識・技能、事業経営上必要な専門知識及び労働安全衛生に関する知識・技能を習得することが求められていることから、「電気職等職種別人材育成推進計画」（平成25年11月策定）に基づき、本人の希望や適正を踏まえた人材育成を図ります。

##### ウ 定員管理の推進

電気事業の職員数は、平成27年4月1日現在、正規職員が、局本庁34人、発電総合制御所18人、早川水系発電管理事務所33人、笛吹川水系発電管理事務所18人の合計103人であり、非常勤嘱託職員16人となっています。

定員については、社会経済情勢の変化や事業経営の見通し等も総合的に勘案する中で、効果的かつ効率的な事務・事業の執行体制が確立できるよう、引き続き適正な管理を行っていきます。

##### エ 企業職員の給与の適正化

給与については、知事部局に準じ、物価、生計費、業務の実態等の諸条件を

総合的に勘案してなされる県人事委員会の勧告を踏まえて決定しています。今後も、人事委員会勧告を尊重する中で、適宜見直し等を行い、適正な運用を行ってまいります。

また、手当等についても知事部局に準じており、適切に運用を行ってまいります。なお、企業従事手当（特殊勤務手当）については、5年に1度、企業局労働組合などと協議を行った上で見直しを行ってまいります。

## オ 人事管理及び退職管理

企業局は、平成17年度に制定した「定員適正化計画」及び平成19年度に策定した「山梨県行政改革大綱」に基づいて定員管理を行っており、平成23年4月までに目標の定員108人（正規職員で温泉事業会計含む。以下同じ。）を達成し、現在は107人となっています。

また、平成28年度から地方自治体において人事評価制度の導入が義務化されたため、県では一般職の人事評価を本格実施することになり、企業局においても、知事部局と同様に、平成28年度から管理職及び一般職を対象に人事評価を実施します。

退職者には、これまでも就職先などの届出を義務付けていましたが、平成26年度に地方公務員法が改正され、退職後の働きかけ等に対して罰則が設けられたことから、徹底した退職管理を行ってまいります。

## ② 財政基盤の強化・効率化

### ア 財政基盤の強化

#### a 積立金の積立て

将来の大規模改修及び災害時の対応に備える建設改良積立金、新規発電所の建設財源とするための中小水力発電開発改良積立金、環境保全に資する事業を対象とした一般会計への繰出し等を目的とする地域文化振興・環境保全積立金、利益積立金等の積み立てを継続し、財政基盤の強化を図ってまいります。

#### b 引当金の引当て

職員の退職手当の支給に備えるための退職給付引当金、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるための賞与引当金、設備等に係る定期修繕費用の支出に備えるための特別修繕引当金及び通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合にその修繕に備えるための修繕引当金を引き当てます。

### イ 事務的経費の縮減

平成28年4月からの卸規制の撤廃に伴い、東電との売電契約は、総括原価方式から東電との交渉による新たな料金算定方式に変更されます。

これまでも、コスト縮減に対する取組を行ってきたところですが、電力システム改革に的確に対応するため、個々の経費を適正に精査することで、より一層事務的経費の縮減を図り、経営の効率化に努めてまいります。

## ウ 民間の資金・ノウハウの活用

これまで、技術職員数を減少させてきたことに伴い、発電施設を保守管理する上で必要な、除草業務、取水口に蓄積した塵芥処理業務、測水業務などを順次外部委託に移行してきました。

今後、更なる業務の効率化のため、水路管理業務や発電管理業務の一部について、技術職員の技術力低下を来さない範囲で外部委託を検討していきます。

## ③ その他経営基盤強化

### ア 早川上流域水源かん養林整備

早川上流域には6箇所の水力発電所がありますが、洪水時等における河川への出水や土砂の流出は激しく、発電事業に大きな影響が出ています。

このため、西山ダム上流域の水源かん養機能を強化するため、森林環境部と協定書を締結する中で、県有林のうち施業が必要な人工林の整備（企業局は費用の負担）を平成20年度から実施しています。

本事業は、平成34年度までとなっていることから、引き続き森林整備を継続するとともに、平成35年度以降のあり方を検討していきます。

### イ 資産の有効活用

定期預金への預け入れによる利息収入や、西山ダム堆積土砂の払い下げにより一定の収入を確保しています。また、今後、電気事業が保有する遊休資産について、有効活用を検討していきます。

## ④ 資金管理・調達

発電施設・設備の計画的な整備や、グリーンイノベーションの推進に伴い、多額の資金需要が生じます。

これらに要する費用は、現在、全て自己財源で賄っていますが、長期的な資金需要を考慮し、適正な資金管理に努めていきます。

## ⑤ その他重点事項

### ア 防災対策の充実

県が策定した「やまなし防災アクションプラン」に基づき、発電施設の耐震化を計画的に進め、耐震基準に満たない発電所建屋については、平成25年度までに耐震対策を完了しています。なお、耐震化が完了していない発電施設の一部にあつては、計画的に調査を実施し、耐震対策を行っていきます。

また、大規模地震発生時には、県の「地域防災計画」及び企業局が策定した「山梨県営電気事業大規模地震対策活動要領」に基づいて職員の配備、発電所の停止操作を行うとともに、「地震発生後のダム臨時点検実施要領」に基づいて臨時点検等必要な措置を講ずることとしています。

### イ 危機管理の体制整備

#### a 現場保安管理の充実強化

電力を安定して供給するためには、発電施設・設備の保安管理が重要です。

企業局では、これまでも、設備・機器の健全性を維持し、効率的に管理運用ができるよう「山梨県企業局保安規程※」を策定し、適切な保安管理を行っ

てきました。

今後も、適切な保管管理を行うとともに、適宜、関係事業者と協議を行い、必要な改訂を行うなど、現場保安管理の充実強化を図っていきます。

**b 機器操作・運用マニュアルの更新、故障・作業記録等のデータ蓄積**

技術の伝承を円滑に行うため、機器操作・運用マニュアルを策定するとともに、随時、見直しを行い、機器操作に熟練した者の知識を職員全体で共有できるようにしています。

また、施設・設備の故障や作業の記録等をデータベース化して蓄積し、作業の効率化を図っています。

**c 安全衛生教育の実施**

労働安全衛生法に基づいた就業制限を行うとともに、企業局安全衛生委員会や技術研修等において、計画的に安全衛生教育を実施し、安全体制の充実を図っていきます。

**d 漏油対策の強化**

発電所からの排出水に油が混入した場合に備え、発電所地下に油の検出装置・回収装置を設置しています。また、水路の近くに多くの油が使用されている変電所では、噴油事故に備え、噴出した油を受けるタンクを設置しています。なお、万一の事故に備えた漏油対策訓練を引き続き実施するとともに、未対応の発電所については、計画的に対策工事を実施していきます。

さらに、漏油対策を強化するため、大規模な改修工事の際には、できる限り油脂を使用していない装置を採用し、オイルレス化を図ります。また、植物由来の油等の使用を検討し、発電機械の運用に支障がないと認められた場合には、その油を採用し、使用量の削減にも努めていきます。

**e 周辺環境及び景観への配慮**

民家に近い発電所の新設などでは、周辺環境に配慮し、できる限り音の少ない発電所の整備を進めていきます。また、水圧鉄管等の塗装色については、周辺自然景観と調和する色への塗り替えを実施してきたところですが、今後は、地元市町村が策定する景観条例等に基づいた景観対策を進めていきます。

**f 法令遵守体制の整備**

職員は県民全体の奉仕者であり、常に公正な職務執行に当たること、法令を遵守し、県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないことを、研修等あらゆる機会を通じて周知徹底しています。

**g 個人情報保護対策**

保有する個人情報（法人等に関する情報も含みます。）については、山梨県個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）に基づき、適正な管理等を行っています。

なお、「やまなしパワー」の運営に伴い、新たに多くの個人情報を取り扱うこととなることから、担当する職員等に対して個人情報保護業務に関する周知徹底を図ります。

#### (4) 一般行政部門との連携

電気事業では、事業で得られた利益を県民に還元するため、これまで県立美術館等への美術品の寄託・展示等により地域の文化振興に寄与するとともに、環境保全事業、地球温暖化防止事業及びクリーンエネルギーの推進・啓発事業の財源として一般会計へ繰出しを行ってきました。

今後も、電気事業の事業遂行に支障のない範囲で、一般会計への繰出しを行うとともに、「やまなしパワー」の運営による売電収入の増収を一般会計へ繰り出し、子育て支援等の事業への充当などにより、県民福祉の向上に努めていきます。

### 4 投資・財政計画（収支計画）

#### (1) 投資試算（投資計画）

発電施設・設備の計画的な整備を行うため、10年間の計画期間中に、約113億円の発電所建設・改良費と、約148億円の修繕費等を見込んでいます。

#### (2) 財源試算（財源計画）

計画期間中の供給電力量は、図表18のとおり、平成28年度の目標供給電力量4億7千万kWhをベースに、今後10年間の発電所の整備等を踏まえ、平成37年度には4億8千百万kWhを見込んでいます。

平成35年度までの基本契約期間中、電力料収入は、営業費用を基に東電と協議する売電単価により決定することになりますが、減価償却費の減少に伴い、徐々に低下していくと見込まれます。また、平成36年度以降は基本契約が終了するため、基本的に電力市場の単価によることになりますが、電力市場の動向が予測できないため、平成36年度以前の契約が続くと仮定し算出した結果、計画期間中の収入の平均は、年間約36億円を見込んでいます。

#### (3) 投資・財政計画（収支計画）

収益的収入については、電力の安定供給により約37億円を見込み、収益的支出については、修繕費や職員給与費、減価償却費等により約31億円の費用が見込まれます。この結果、約6億円程度の利益が確保できる見込みです。

資本的支出<sup>\*</sup>については、発電施設・設備の計画的な建設や、既存設備の長寿命化や出力増強を行うための費用として約113億円を見込んでいます。このための財源について、建設改良積立金、中小水力発電開発改良積立金及び損益勘定留保資金を充てることにより対応します。また、企業債<sup>\*</sup>の償還には、積立が完了している減債積立金を充てていきます。

なお、積立金の積立てに当たっては、「山梨県営電気事業積立金取扱要綱」に基づき、経営状況と経営見通しを勘案し、着実に積立てを行っていきます。

今後も、より一層経営の効率化を図り、安定的な経営の確保を図っていきます。

図表 2 2 投資・財政計画（収支計画）

区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
収入	電力料	3,806,083	3,753,432	3,851,241	3,682,037	3,698,054	3,682,893	3,600,824	3,739,854	3,744,641	3,745,430
	その他	159,291	38,520	38,513	38,504	38,497	38,488	38,480	38,472	38,464	38,465
	収入計	3,965,374	3,791,952	3,889,754	3,720,541	3,736,551	3,721,381	3,639,304	3,778,326	3,783,105	3,783,895
支出	職員給与費	1,072,439	980,646	991,432	1,002,336	1,013,364	1,024,509	1,035,779	1,047,172	1,058,692	1,070,337
	減価償却費	805,133	671,050	659,010	619,656	628,034	549,768	510,879	501,993	501,993	501,993
	修繕費等	1,705,870	1,468,828	1,550,146	1,409,350	1,426,401	1,496,656	1,449,409	1,453,863	1,443,519	1,431,656
支出計	3,583,442	3,120,524	3,200,588	3,031,342	3,067,799	3,070,933	2,996,067	3,003,028	3,004,204	3,003,986	
収支差(利益)	381,932	671,428	689,166	689,199	668,752	650,448	643,237	775,298	778,901	779,909	

区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
収入	国庫補助金	33,333	0	0	0	0	0	0	0	0	
	長期貸付金償還金	50,509	70,514	70,521	81,532	81,541	81,549	81,557	81,565	81,573	81,581
	その他	21,010	200	200	200	200	200	200	200	200	200
収入計	104,852	70,714	70,721	81,732	81,741	81,749	81,757	81,765	81,773	81,781	
支出	発電所改良費	1,025,935	1,333,902	1,276,735	267,289	219,212	1,160,533	871,967	306,499	254,916	171,768
	発電所建設費	509,680	308,000	308,000	858,000	858,000	1,188,000	308,000	22,000	22,000	22,000
	企業債償還金	172,768	170,967	145,769	149,825	153,994	105,920	94,910	21,030	21,622	20,166
	その他	481,487	307,500	300,000	300,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
支出計	2,189,870	2,120,369	2,030,504	1,575,114	1,381,206	2,604,453	1,424,877	499,529	448,538	363,934	
収支差	-2,085,018	-2,049,655	-1,959,783	-1,493,382	-1,299,465	-2,522,704	-1,343,120	-417,764	-366,765	-282,153	
繰り越 る 財源 計	積立金	1,220,435	1,208,367	1,556,068	676,525	283,994	235,919	224,910	151,029	151,623	150,167
	損益勘定留保資金	864,583	841,288	403,715	816,857	1,015,471	2,286,785	1,118,210	266,735	215,142	131,986
	計	2,085,018	2,049,655	1,959,783	1,493,382	1,299,465	2,522,704	1,343,120	417,764	366,765	282,153

※ 消費税及び地方消費税相当額について、収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みです。



### 1 温泉事業の今後の基本的あり方

- 石和温泉・春日居温泉郷の旅館・ホテルや個人などの契約者に、安全・安心で安定した温泉供給を行うとともに、適切な資源保護を図り、地域観光の振興に引き続き寄与していきます。

温泉事業は、石和・春日居地域への温泉供給を通じて、当該地域の観光振興や温泉資源の保護に大きな役割を果たしています。

今後も、引き続き安全・安心で安定した温泉供給が可能となるよう、施設の更新を計画的に進め、事業の健全経営に努めていきます。

### 2 温泉事業における経営の基本方針

温泉事業の今後の基本的あり方を実現していくため、次のとおり経営の基本方針を定め、対応を図っていきます。

#### (1) 温泉の安定供給と資源保護

温泉事業は、旅館・ホテルや個人などの契約者に温泉を供給する事業であることから、安定した量・温度の供給を行うため、温泉施設・設備の計画的な整備を行うとともに、安全・安心な温泉供給のため、施設・設備の定期的な清掃や殺菌など衛生対策に万全を期していきます。

また、石和・春日居温泉郷の温泉資源保護についても大きな役割を担っていることから、地域の関係者・機関と温泉資源の保護と活用について協議し、共通認識を深めていきます。

#### (2) 事業移管のあり方の検討

地元市等への事業移管は、これまでも検討してきたところですが、県営石和温泉が本県全体の観光振興に大きな役割を果たしてきたこと等を踏まえ、温泉利用者や関係者の意見を十分に聴きながら、事業移管のあり方について検討していきます。

#### (3) 経営の効率化・健全性の確保

温泉事業が安定的に経営できるよう、事務的経費等の削減に努めるとともに、施設更新・改修に必要な財源を計画的に確保するなど、経営の効率化、健全性の確保に努めていきます。

### 3 経営の基本方針を踏まえた事業計画

#### (1) 温泉の安定供給と資源保護

##### ① 温泉施設・設備の計画的な整備

県営石和温泉の施設・設備の多くは、昭和30年代後半から昭和40年代にかけて整備されています。温泉事業は、何よりも安定的な温泉供給が求められるこ

とから、日常点検、定期点検等を通じて予防保全を図っていますが、経年劣化対策には多額の費用を要します。

このため、送配湯管の敷設替えにあつては「送配湯敷設替工事年次計画」を、温泉給湯施設等の改修にあつては「改良工事長期執行計画」を策定し、工事の費用と期間の平準化を図るとともに、点検結果や施設・設備の状況を反映し、必要に応じてこれら計画の見直しを行い、計画的な整備を進めています。

計画期間の10年間に、約4億8千万円の事業費を見込んでいます。

図表 2 3 今後10年間の更新需要額の試算

資本的支出		(千円)(税込み)									
区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
配湯管敷設替工事	21,600	20,102	20,102	20,102	20,102	20,102	20,102	20,102	20,102	20,102	
その他の工事等	107,265	41,250	41,250	0	35,200	0	52,800	0	0	0	
計	128,865	61,352	61,352	20,102	55,302	20,102	72,902	20,102	20,102	20,102	

計画期間における主な整備事業は、次のとおりです。

図表 2 4 整備事業一覧

【送配湯管敷設替及びその他工事】

区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
送配湯管敷設替 敷設替済(実績) ・送湯管 1,802m (100.0%) ・配湯管 9,311m (88.3%)	配湯管 (随時実施)									
その他工事	市道橋橋架け替えに伴う 配湯管敷設替				給湯施設改修 (配湯ポンプ室、 ボイラー室)					
	構内外構									

(送配湯管全長=送湯管 1,802m;配湯管 10,540m)

② 温泉の湧出量及び泉温の確保

現在、既存の6本の源泉で、温泉の安定供給に必要な湧出量や泉温は確保されていますが、湧出量や泉温が低下傾向にあることから、これらの対応方策等について、今後、検討していきます。

③ 安全・安心な温泉の供給

ア 衛生管理対策

源泉からの温泉を一時的に貯める受湯室・貯湯槽、分湯栓の定期的な清掃や、配湯ポンプからの送出口と貯湯槽への戻り湯等を対象とした水質検査に加え、塩素系薬剤や紫外線殺菌装置による殺菌等を行い、引き続き衛生対策に万全を期していきます。

区分（年度：平成）	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
衛生管理対策	受湯室・貯湯槽、分湯栓の清掃									
	➔									
衛生管理対策	採水検査及び殺菌等									
	➔									

### イ 温泉成分の分析等

温泉法の一部改正により、温泉を公共の浴用や飲用に供する者への定期的な（10年に一度）温泉の成分分析が義務付けられています。県営温泉事業は義務付けの対象施設ではありませんが、法の趣旨を踏まえ、前回の成分分析から10年が経過する源泉について、該当年度に成分分析を行っていきます。

区分（年度：平成）	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
温泉成分分析	第4号源泉 ○				第1・2・3・5号源 ○		第6号源泉、給湯口 ○			

### ④ 温泉資源の保護

温泉を枯渇化から守るため、地域の関係者・機関と意見交換を行い、温泉資源の保護や有効活用に努めていきます。

#### (2) 事業移管のあり方の検討

温泉事業は、本県を代表する観光地の一つである石和温泉・春日居温泉郷に温泉を供給する事業であり、本県の観光振興上、その効果は全県に及んでいます。

これまで、温泉の供給エリアが笛吹市内の特定地域に限られることから、事業移管について地元市等と協議、検討を行ってきたところですが、温泉事業が本県全体の観光振興にも寄与している点に鑑み、温泉利用者や関係者の意見も十分に聴きながら、事業の今後のあり方について検討していきます。

当面は、事業移管についての協議を継続していきますが、温泉の安定供給を図るためには温泉施設・設備の改修が欠かせず、工事完了までには一定の期間を要します。このため、主要改修工事の進捗状況を見据えながら、移管に関する条件面の食い違いや市営温泉事業との料金格差等の課題について、事業移管の是非を含め、地元市等と協議、検討を行っていきます。

#### (3) 経営の効率化・健全性の確保

##### ① 組織、人材、定員及び給与

電気事業と同様に、職員数、給与等の適正化を図ります。温泉事業の職員数は、平成27年4月1日現在、正規職員4人、非常勤嘱託職員4人となっています。

##### ② 財政基盤の強化・効率化

###### ア 財政基盤の強化

###### a 積立金の積立て

送配湯管敷設替工事や施設・設備の点検、改善等を円滑に行うため、「山梨県営温泉事業積立金取扱要綱」に基づき、毎年度の利益から建設改良積立金への積み立てを継続し、財政基盤の強化を図っていきます。

#### **b 引当金の引当て**

債権の貸倒れによる損失に備えるための貸倒引当金、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるための賞与引当金及び通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合にその修繕に備えるための修繕引当金を引き当てます。

#### **イ 温泉使用料徴収の効率・適正化**

温泉事業は、契約者からの使用料収入を原資として事業を行っており、使用料徴収の遅れは事業経営に重大な影響を及ぼすため、使用料の期限内納入について、様々な機会を捉えて契約者に啓発していきます。

また、滞納の縮減に向け、滞納者に対し督促状を送付するとともに、滞納先を直接訪問するなど督促の強化を図ります。

#### **ウ 事務的経費の縮減**

これまでも、コスト縮減に対する取組を行ってきたところですが、より一層事務的経費の縮減を図り、経営の効率化に努めていきます。

### **③ その他経営基盤強化**

#### **ア 石和・春日居温泉郷の活性化**

事業の安定的な経営には、石和・春日居温泉郷の活性化が重要です。これまで、企業局では、新規源泉の完成時や石和温泉湧出50周年時に、足湯の提供や交流イベント等を開催し、地域と協力して地域観光の振興に貢献してきました。

今後も引き続き、地域の関係者・機関と連携し、石和・春日居温泉郷の活性化に向けた取組を行うとともに、将来に向けた温泉資源の確保を図っていきます。

#### **イ 資産の有効活用**

現金預金の一部については、定期預金に預け入れることにより利息収入を確保しています。また、今後、石和温泉管理事務所内の遊休資産の有効活用を検討していきます。

### **④ 資金管理・調達**

平成28年度から平成30年度までの間は、地元笛吹市の公共事業の実施に伴い、配湯管の敷設替工事を行う必要があるため、多額の資金需要が生じます。

温泉施設・設備改修に必要な費用は、全て自己財源で賄われていますが、現金預金残高に配慮しながら、自己財源の範囲内で施設・設備改修を実施するなど、適正な資金管理に努めていきます。

## ⑤ その他重点事項

### ア 防災対策の充実

主要な温泉給湯施設の耐震化は、平成28年度前半の完了を予定していますが、県が策定した「やまなし防災アクションプラン」に基づき、耐震化未対応の温泉給湯施設については、計画的に改修を進めていきます。

また、地震発生時には、県の「地域防災計画」及び「山梨県営温泉事業大規模地震対策活動要領」に基づいて、配湯の停止や施設の保全処理等に適切に対応することとしています。

### イ 危機管理の体制整備

#### a 現場保安管理の充実強化

電気設備に関する「山梨県企業局保安規程」を引き続き遵守するとともに、計画的に設備改修を行い、現場保安管理の充実強化を図ります。

#### b 機器操作・運用マニュアルの更新、故障・作業記録等のデータ蓄積

安定した温泉給湯を行うため、温泉施設の定期的な点検巡視のほか、機器操作マニュアル等の見直し、故障復旧作業内容、泉質保全データ、温泉利用状況等の蓄積を行っています。

故障復旧作業の更なる効率化を図るため、埋設送配湯管の図面整備を進めるとともに、随時その更新を行います。

#### c 安全衛生教育の実施

温泉事業に従事する職員の安全と健康を確保するため、労働安全衛生法を遵守するとともに、各種研修等を計画的に実施します。

#### d 法令遵守体制の整備

電気事業と同様に、研修等あらゆる機会を通じて、法令遵守について周知徹底しています。

#### e 個人情報保護対策

保有する個人情報（法人等に関する情報も含みます。）については、保護条例に基づき適正な管理等を行っています。

また、石和温泉管理事務所の窓口にて個人情報の利用目的を明示したチラシを掲示し、申請書類等の提出があった際に、申請者が確認できるようにしています。

## 4 投資・財政計画（収支計画）

### (1) 投資試算（投資計画）

温泉給湯施設・設備の計画的な整備を行うため、10年間の計画期間中に、約4億8千万円の建設改良費を見込んでいます。

### (2) 財源試算（財源計画）

計画期間中の温泉供給量は、図表25のとおり、平成28年度は81万4千 $\text{m}^3$ を

見込み、平成31年度までは毎年1千 $m^3$ の増加を、平成32年度以降は平成31年度と同量の81万7千 $m^3$ での推移を見込んでいます。温泉供給量の試算に当たっては、平成28年度は直近の実績等に基づいて算出しています。また、温泉供給量は主に観光宿泊者数の増減に比例し、観光宿泊者数はその時々の経済状況、天候、社会的要因等に左右されることから、平成29年度から平成31年度までは、減少基調から増加基調に転換した平成14年度以降の平均成長率に基づいて算出しています。

計画期間中の収益的収入の大半は、給湯による使用料ですが、現在、温泉事業は健全経営が確保できていることから、現状の料金体系により算出を行っています。この結果、平成28年度以降も、毎年1億4千万円以上の収入が確保できる見込みです。

図表25 温泉供給量及び温泉供給収益の見込み

区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32
温泉供給量( $m^3$ )	814,000	815,000	816,000	817,000	817,000
温泉供給収益(千円)(税抜き)	140,542	140,584	140,626	140,668	140,668
区分 (年度:平成)	33	34	35	36	37
温泉供給量( $m^3$ )	817,000	817,000	817,000	817,000	817,000
温泉供給収益(千円)(税抜き)	140,668	140,668	140,668	140,668	140,668

### (3) 投資・財政計画(収支計画)

収益的収入については、温泉供給収益が緩やかに増加していきませんが、固定資産に係る補助金等の償却終了に伴い、長期前受金戻入<sup>\*</sup>は減少していきます。収益的支出は、設備更新等により減価償却費と資産減耗費<sup>\*</sup>の増加が見込まれますが、平成29年度以降は利益を確保できる見込みです。

資本的支出については、温泉給湯施設・設備の計画的な整備を行うため、計画期間中に約4億8千万円の建設改良費を見込んでいます。このための財源として、建設改良積立金と損益勘定留保資金を充てることにより対応します。

なお、建設改良積立金は、主に配湯管敷設替工事に充てます。

今後も、より一層経営の効率化を図り、安定的な経営の確保を図っていきます。

図表 2 6 投資・財政計画（収支計画）

収益的収入及び支出		(千円)(税抜き)									
区分	(年度：平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
収入	温泉供給収益	140,542	140,584	140,626	140,668	140,668	140,668	140,668	140,668	140,668	140,668
	その他営業収益	185	178	178	178	178	178	178	178	178	178
	長期前受金戻入	8,074	7,909	7,883	7,654	6,433	6,259	6,039	5,583	5,195	4,237
	受取利息	500	304	292	282	311	305	330	309	337	365
	収入計	149,311	148,975	148,979	148,782	147,590	147,410	147,215	146,738	146,378	145,448
支出	職員給与費	36,082	34,754	34,754	34,754	34,754	34,754	34,754	34,754	34,754	34,754
	賞与引当金繰入	2,988	2,988	2,988	2,988	2,988	2,988	2,988	2,988	2,988	2,988
	資産減耗費	14,410	4,569	4,569	4,569	6,700	6,700	10,352	4,569	4,569	4,569
	減価償却費	45,242	44,906	46,535	48,069	46,147	45,784	46,174	50,222	48,570	46,818
	その他営業費用	66,245	52,456	52,456	52,456	52,456	52,456	52,456	52,456	52,456	52,456
	支出計	166,289	139,673	141,302	142,836	143,045	142,682	146,724	144,989	143,337	141,585
	収支差(利益)	-16,978	9,302	7,677	5,946	4,545	4,728	491	1,749	3,041	3,863

資本的収入及び支出		(千円)(税込み)									
区分	(年度：平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
収入	固定資産売却代金	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	配湯管敷設替工事	21,600	20,102	20,102	20,102	20,102	20,102	20,102	20,102	20,102	20,102
	その他の工事等	107,265	41,250	41,250	0	35,200	0	52,800	0	0	0
	支出計	128,865	61,352	61,352	20,102	55,302	20,102	72,902	20,102	20,102	20,102
	収支差	-128,855	-61,352	-61,352	-20,102	-55,302	-20,102	-72,902	-20,102	-20,102	-20,102
補てん財源	建設改良積立金	21,600	18,274	18,274	18,274	18,274	18,274	18,274	18,274	18,274	18,274
	損益勘定留保資金	107,255	43,078	43,078	1,828	37,028	1,828	54,628	1,828	1,828	1,828
	計	128,855	61,352	61,352	20,102	55,302	20,102	72,902	20,102	20,102	20,102

※ 消費税及び地方消費税相当額について、収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みです。

地域振興事業については、その厳しい経営状況を踏まえ、これまで経営改善に向けた検討や取組を行ってきました。あり方検討委員会の提言を踏まえ、平成25年2月に取りまとめた「地域振興事業（丘の公園）の経営改善について」（以下「丘の公園経営改善方針」という。）では、平成26年度から平成30年度の期間においても指定管理者制度による丘の公園の管理運営を継続し、更なる改善策を検討することとしています。

このため、地域振興事業の経営戦略については、事業の継続を前提として取りまとめますが、今後、外部検討委員会を設置し、今後の施設運営のあり方の検討を予定していることから、その結果に沿って必要な見直しを行っていきます。

### 1 地域振興事業の今後の基本的あり方

- 指定管理者制度による丘の公園の管理運営を継続し、電気事業会計からの借入金を計画的に償還していきます。
- 施設修繕、更新を計画的に進め、多様な県民ニーズに対応した施設運営のあり方を検討し、魅力の向上を図るとともに、八ヶ岳南麓地域の振興に引き続き寄与していきます。

地域振興事業は、丘の公園の施設運営を通じて、八ヶ岳南麓地域の観光振興に大きく貢献してきました。

今後も、引き続き施設運営が可能となるよう、施設の老朽化対策を計画的に進めるとともに、県民にとって魅力あるサービスの提供に努めていきます。

### 2 地域振興事業における経営の基本方針

地域振興事業の今後の基本的あり方を実現していくため、次のとおり経営の基本方針を定め、対応を図っていきます。

#### (1) 指定管理者制度の適正な運用

指定管理者制度の適正な運用により、安定した納入金を確保し、収益的収支の黒字化を図るとともに、電気事業会計からの借入金を計画的に償還することにより、地域振興事業の経営健全化に取り組んでいきます。

#### (2) 丘の公園の魅力向上に向けた施設運営のあり方の検討

今後、我が国の人口が減少する中では、施設利用者の減により更に経営環境が厳しくなると見込まれます。このため、今後の経営環境の変化を見据え、適切な事業規模や施設運営のあり方等を検討し、丘の公園の魅力向上に努めていきます。

#### (3) 経営の効率化・健全性の確保

地域振興事業が安定的に経営できるよう、事務的経費等の削減に努めるとともに、施設の更新・改修に必要な財源を計画的に確保するなど、経営の効率化、健全性の確保に努めていきます。



### 3 経営の基本方針を踏まえた事業計画

#### (1) 指定管理者制度の適正な運用

##### ① 指定管理者制度の適正な運用による施設運営の継続

丘の公園は、開業以来、公社に管理運営を委託してきましたが、バブル経済の崩壊等による長期の景気低迷等を背景に、平成5年度以降、毎年度赤字を計上するなど非常に厳しい状況が続きました。

このため、平成15年に指定管理者制度が創設されたことを機に、平成16年度から、新たに指定管理者制度と利用料金制を導入し、民間企業の創意工夫による集客対策と経営の効率化等に取り組みました。この結果、地域振興事業の現金収支が黒字化するとともに、電気事業会計からの借入金を償還できるようになるなど、一定の成果を上げています。

今後も、指定管理者制度の適正な運用により、地域振興事業の経営の健全化を図っていきます。

##### ② 収益的収支の黒字化

丘の公園経営改善方針では、指定管理者制度を適正に運用することにより、安定した納入金を確保するとともに、修繕を必要最小限にとどめるなど、経費節減に努め、平成26年度から平成30年度の指定期間内に収益的収支の黒字化を図ることとしています。

平成26年度の決算では、減価償却費の減少に伴い、平成18年度以来の黒字となりましたが、引き続き経費節減に努め、収益的収支の黒字化を図っていきます。

##### ③ 借入金の計画的な償還

平成27年3月末現在の電気事業会計からの借入金残高は約59億9千円となっており、これを計画的に償還することは、地域振興事業のみならず電気事業にとっても安定した経営に繋がることとなります。

このため、毎年度生じた損益勘定留保資金は、借入金償還の財源として優先して充当していきます。

##### ④ 丘の公園施設・設備の計画的な更新・改修

丘の公園のゴルフ施設は、昭和61年の営業開始から29年、アクアリゾート清里は平成8年の営業開始から19年が経過し、施設・設備の老朽化が進行していることから、施設運営を継続していくためには、計画的な更新、改修が不可欠です。

このため、丘の公園経営改善方針に基づき、当面は緊急性の高い修繕の実施に留めながらも、損益勘定留保資金残高の推移をみながら、計画的に施設・設備の更新・改修を進めていきます。

## ア 今後10年間の更新需要額の試算

計画期間の10年間で、資本的支出は約6千万円、収益的支出は約8千5百万円を見込んでいます。

図表27 今後10年間の更新需要額の試算

資本的支出										(千円)(税込み)
区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
地域振興事業設備改良費	15,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

収益的支出										(千円)(税抜き)
区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
修繕費	20,000	15,000	15,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

## イ 当該期間の主な整備事業

当該期間の主な整備事業は、次のとおりです。

- カート通路更新 (ゴルフコース)
- カート制御盤更新 (キャディマスター棟)
- 男女トイレ修繕 (クラブハウス棟)
- ボイラーオーバーホール (浴室棟、アクアリゾート清里)
- 貯水槽修繕 (浴室棟、アクアリゾート清里等)

## (2) 丘の公園の魅力向上に向けた施設運営のあり方の検討

丘の公園は、子どもからお年寄りまで全ての人々が楽しめる総合スポーツ・レクリエーション施設として、ゴルフ場、温水プール・温泉施設、テニス・オートキャンプ場等のレジャー施設、レストラン等の運営を行っていますが、少子高齢化や余暇活動ニーズの多様化、また、今後進展する人口減少の中で、ゴルフを始めとする施設の利用者数の減少が見込まれています。

一方、丘の公園は、八ヶ岳南麓地域における観光の中核施設であることから、当該施設の事業継続は、地域振興を図る上で重要となっています。しかしながら、今後、施設の利用者が減少し、丘の公園を取り巻く経営環境が更に厳しくなることが見込まれる中においては、事業の継続が可能となるような事業規模や県民の新たな余暇ニーズに対応した施設運営のあり方等が問われます。

このため、今後の丘の公園の施設運営のあり方について、外部検討委員会による検討を行い、丘の公園の魅力向上に努めていきます。

区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
現指定管理期間 (平成26～平成30年度)	→									
○ 外部検討委員会などによる 丘の公園のあり方の検討	あり方の検討									
○ 検討結果に基づく事業の実施				事業の実施 →						

### (3) 経営の効率化・健全性の確保

#### ① 財政基盤の強化・効率化

##### ア 事務的経費の縮減

収益的収支の黒字化を図るため、これまでも、コスト縮減に対する取組を行ってきたところですが、より一層事務的経費の縮減を図り、経営の効率化に努めていきます。

#### ② その他経営基盤強化

##### ア ハヶ岳南麓地域の振興

ハヶ岳南麓地域の観光振興による地域活性化は、今後の丘の公園のあり方に密接に関わってきます。

これまで企業局は、丘の公園を発着点とする初夏の「清里ウォーク」等のイベントに協力するなど、地域との連携を図ってきましたが、今後も、地域の要望を踏まえながら、これらのイベントに協力していきます。

また、地元の関係者や県関係機関等と連携し、ハヶ岳南麓の地域振興のあり方等について検討していきます。

#### ③ 資金管理・調達

財政健全化法の施行により、資金不足比率という指標が導入されました。資金不足比率とは、公営企業の資金不足額（流動負債と流動資産の差額）を、事業規模である料金収入と比較し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

地域振興事業は、預金の残高に対して借入金の償還が多額となるため、常に資金不足に陥る危険性があります。

このため、資金不足とならないよう納入金を安定的に確保するとともに、施設の維持管理経費等の必要な支出は、収入に見合ったものとしていきます。

#### ④ 危機管理の体制整備

##### ア 緊急時の対応

丘の公園施設又は利用者、事故、災害その他不測の事態が生じた場合は、指定管理者が迅速かつ適切な対応を行い、速やかに企業局へ報告することになっています。

指定管理者は、丘の公園の管理に関する基本協定書に基づき、災害その他の事故等が発生した場合を想定したマニュアルや、事故等を未然に防ぐための施設の日常点検方法等を定めた安全管理マニュアルを策定していますが、緊急の事態が発生した場合には、企業局は指定管理者と連絡を密にし、適切な対応を図っていきます。

## イ ゴルフ場の農薬使用の適正化

農薬の使用については、「山梨県ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」に基づき適正に行うほか、定期的にゴルフ場からの流出水についても水質検査を実施し、ゴルフ場における農薬使用の適正化を図っていきます。

## ウ アクアリゾート清里プール、温泉の衛生管理

プールの水質は、「山梨県プール維持管理指導要綱」に基づき、遊離残留塩素濃度は毎日、過マンガン酸カリウム消費量、水素イオン濃度、大腸菌群、濁度は毎月1回以上の検査を行っています。

また、温泉の水質は、「山梨県レジオネラ症発生防止対策指針」に基づき、年2回以上の検査を行っていますが、今後も適切な管理を行っていきます。

## エ 個人情報保護対策

個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律及び山梨県個人情報保護条例の趣旨を踏まえて、企業局が「丘の公園の個人情報の保護に関する要綱」を定めており、当該要綱に基づき、適正な取扱いを図っていきます。

## 4 投資・財政計画（収支計画）

### (1) 投資試算（投資計画）

図表28のとおり、施設・設備の計画的な整備を行うために、約6千万円の設備改良費と約8千5百万円の修繕費が見込まれます。

### (2) 財源試算（財源計画）

指定管理者からの納入金が財源の大部分を占めます。納入金は、現指定管理期間である平成30年度までは1億5千万円の定額で推移し、平成31年度以降は、次期指定管理者決定時に確定します。

### (3) 投資・財政計画（収支計画）

収益的収支について、収益は、指定管理者からの納入金が大部分を占め、現指定管理期間である平成30年度までは1億5千万円の定額で推移し、平成31年度以降は、次期指定管理者決定時に確定します。費用は、主に丘の公園施設・設備に係る修繕費のほか、減価償却費、借地料からなり、減価償却費は、今後減少が見込まれます。また、不具合箇所の重点的な修繕のため、平成30年度までは修繕費を増額しています。

このため、平成28年度は一時的に赤字となりますが、減価償却費の減少などにより、平成29年度以降は収支が黒字となります。

資本的収支については、丘の公園施設・設備の計画的な整備を行うための設備改良費、電気事業会計からの借入金の償還費など、各年度において約6千5百万円から約8千7百万円の支出が見込まれます。

このための財源としては、損益勘定留保資金などの内部留保資金を充てることにより対応していきます。

なお、借入金については、指定管理者の納入金から償還を行っていますが、計画的な償還が地域振興事業のみならず、電気事業の安定した経営にも繋がることか

ら、毎年度生じた損益勘定留保資金は、借入金償還の財源として優先して充当していきます。

今後も、地域振興事業会計は厳しい経営状況が続いていきますが、損益勘定留保資金残高を考慮しながら、緊急性の高い修繕や必要最小限の修繕にとどめるなど経費削減に努め、安定的な経営の確保を図っていきます。

図表 2 8 投資・財政計画（収支計画）

区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
収入	納入金	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
	その他	83	4,083	10,083	83	83	83	83	83	83
	収入計	150,083	154,083	160,083	150,083	150,083	150,083	150,083	150,083	150,083
支出	借地料	60,418	60,418	60,418	60,418	60,418	60,418	60,418	60,418	60,418
	減価償却費	67,583	62,512	58,191	51,921	50,474	46,260	42,653	40,447	37,590
	修繕費	20,000	15,000	15,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	その他	3,891	3,886	3,045	2,538	2,530	2,522	2,514	2,506	2,497
支出計	151,892	141,816	136,654	119,877	118,422	114,200	110,585	108,371	105,505	104,764
収支差(利益)	-1,809	12,267	23,429	30,206	31,661	35,883	39,498	41,712	44,578	45,319
累積欠損金	-3,526,187	-3,513,920	-3,490,491	-3,460,285	-3,428,624	-3,392,741	-3,353,243	-3,311,531	-3,266,953	-3,221,634

区分 (年度:平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
収入	収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	借入金償還	50,509	70,514	70,521	81,532	81,541	81,549	81,557	81,565	81,573
	設備改良費	15,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	支出計	65,509	75,514	75,521	86,532	86,541	86,549	86,557	86,565	86,573
収支差	-65,509	-75,514	-75,521	-86,532	-86,541	-86,549	-86,557	-86,565	-86,573	-86,581
財源 てん 計	損益勘定留保資金	65,509	75,514	75,521	86,532	86,541	86,549	86,557	86,565	86,573
	計	65,509	75,514	75,521	86,532	86,541	86,549	86,557	86,565	86,573
長期借入金	5,868,030	5,797,516	5,726,995	5,645,463	5,563,922	5,482,373	5,400,816	5,319,251	5,237,678	5,156,097

※ 消費税及び地方消費税相当額について、収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みです。

### 1 進行管理

計画的に事業を実施し、効率的かつ効果的に経営戦略を推進するため、計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）のPDCAサイクルに基づき、進行管理を行っていきます。

### 2 事業評価及び計画の見直し

各事業の事業計画については、各年度の決算終了後に、前年度の取組状況の達成度の評価（以下「事業評価」という。）を行います。事業評価の結果、目標に達していない項目については、その原因分析を行い、必要な改善策を取りまとめ、次年度以降の取組に反映させていきます。

また、社会経済情勢の変化等に的確に対応できるよう、新たな課題が発生した場合には、その対応方法を検討するとともに、計画との乖離が著しい場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。なお、「計画期間」で定めたとおり、5年後には計画の見直しを行います。

### 3 情報公開

事業評価の結果については、毎年度、企業局のホームページに掲載するとともに、総務省通知で定める「情報開示が適当な項目例」の趣旨を踏まえて、必要な情報については、併せてホームページに掲載していきます。

あ行

【一般電気事業者】（P 20）

- ・ 電気事業法上の電気事業者。東京電力（株）など10の電力会社を指す。電力自由化以前は、独占的に管轄する地域の電力小売などを行っていた。

平成28年4月1日以降は、送配電事業者、小売電気事業者、発電事業者に分社化し、それぞれのライセンスを取得し、事業を行う。

【卸規制】（P 20, 39）

- ・ 卸電気事業者や卸供給事業者が一般電気事業者に供給する場合における、総括原価方式による料金規制や供給義務のことをいう。

【卸供給事業】（P 20）

- ・ 一般電気事業者に電力を卸売りすること。企業局はこれまで「卸供給事業者」として電気事業を行ってきた。「卸供給事業者」の要件としては、一般電気事業者と1,000kWを越す電力を10年以上、又は10万kWを越す電力を5年以上供給する需給契約の締結が必要。

か行

【貸倒引当金】（P 11, 47）

- ・ 売上債権、貸付金等の債権について、回収不能することが困難と予想される額を費用として当期に見積り計上するための引当金。貸借対照表上、資産の控除科目として表示され、債権の回収可能額を示す。

【企業会計原則】（P 5）

- ・ 企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したもの。昭和24年に企業会計制度対策調査会が公表した。

【企業債】（P 42）

- ・ 発電所の建設等の事業資金を調達するため、財務省、地方公共団体金融機構から借り入れた金銭債務。

【企業債未償還残高】（P 17）

- ・ 未だ償還していない企業債の元金と利息額の合計。

【グリーンイノベーション】（P 4, 30, 36等）

- ・ 新たな雇用創出や地域振興につながる環境・エネルギー関連産業の育成・推進などの政策。

**【減価償却費】（P 9, 11, 13等）**

- ・ 減価償却とは、固定資産の取得原価を所定の減価償却の方法に従い、耐用期間にわたり計画的・規則的に費用として配分する方法。

減価償却費とは、減価償却の手続きにより、減少した用役潜在力として把握された取得原価の期間割当額。

**【減債積立金】（P 17, 42）**

- ・ 任意積立金の一種。利益処分により企業債の償還のために積み立てる。

**【建設改良積立金】（P 11, 23, 24等）**

- ・ 任意積立金の一種。利益処分により建設又は改良工事に充てるために積み立てる。

**【小売電気事業者】（P 20, 21, 31等）**

- ・ 平成28年4月1日以降に発足する電気事業者の形態の一つで、消費者に直接、電気の売電を行う事業者。

さ行
----

**【資産】（P 9, 11, 13等）**

- ・ 過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源。  
貸借対照表上、固定資産、流動資産、繰延資産に区分して表示する。

**【資産減耗費】（P 49）**

- ・ 損益計算書の費用の一種。  
固定資産撤去費、固定資産除却損及び棚卸資産減耗費のこと。

**【次世代フライホイール蓄電システム】（P 16）**

- ・ 平成24年度からNEDO(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)の助成を受け、鉄道総研及び民間企業3社と共同で機器を開発、平成27年度から米倉山でメガソーラーと連系した実証試験を実施中。

内部にある大型の円盤を、太陽光発電等の電力が瞬間的に増大した際に、回転させることで蓄電し、雲により太陽光が遮られ発電量が減少した際に、その減少分を補填するように発電するシステム。

超電導技術により回転する円盤を常に浮上させることで、繰り返しの使用に強く、軸受けの摩擦損失の低下による運転効率の上昇が見込まれる。変動する発電量を平滑化することにより、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進が期待される。

**【指定管理者制度】（P 8, 26, 28等）**

- ・ 公園や美術管等の地方公共団体が設置した施設の管理・運営を、株式会社をはじめとする営利企業・財団法人・NPO法人等に代行してもらい、民間事業者の有するノウハウを活用し、施設運営の効率化やサービスの向上を図る制度。

**【資本】（P 9, 11, 13）**

- ・ 資産と負債の差額。報告主体の所有者に帰属する分。



**【資本的支出】（P 4 2, 4 9, 5 3）**

- ・ 地方公営企業会計における予算上の区分で、貸借対照表の固定資産、繰延資産、固定負債、繰延収益、資本の増減額として計上する支出の予定額。  
原則として現金主義により経理する。

**【資本的収支】（P 2 4, 2 7, 4 3等）**

- ・ 資本的収入と資本的支出の差額。

**【資本的収入】（P 4 3, 5 0）**

- ・ 地方公営企業会計における予算上の区分で、貸借対照表の固定資産、繰延資産、固定負債、繰延収益、資本の増減額として計上する収入の予定額。  
原則として現金主義により経理する。

**【収益的収支】（P 9, 1 1, 1 3等）**

- ・ 収益的収入と収益的支出の差額。

**【収益的支出】（P 9, 1 1, 1 3等）**

- ・ 地方公営企業会計における予算上の区分で、損益計算書の費用に計上される予定額。原則として発生主義により経理する。

**【収益的収入】（P 9, 1 1, 1 3等）**

- ・ 地方公営企業会計における予算上の区分で、損益計算書の収益に計上する予定額。原則として実現主義により経理する。

**【修繕準備引当金】（P 1 3）**

- ・ 毎年度の修繕費の額を平均化するためのもので、地方公営企業会計独自の引当金。  
平成26年度に行われた地方公営企業会計の見直しにより、引当金の認識が企業会計原則に則ったものに変更されたため、これに伴い廃止された。

**【修繕引当金】（P 1 3, 3 9, 4 7）**

- ・ 毎期経常的に実施している固定資産の維持修繕作業を何らかの事情で次期に先送りする場合には、その費用を当期に見積り計上するための引当金。  
従前の修繕準備引当金は、経過措置により、修繕引当金として計上しており、従前の例により取り崩すこととする。

**【受湯室】（P 1 0, 4 5）**

- ・ 6本の源泉から送られてくる温泉を貯め、砂等の不純物をろ過する建物。

**【処理施設に登録済みのもの】（P 3 5）**

- ・ 処理方法が確立している高濃度PCBは、国が指定するPCB廃棄物処理施設で処理する必要があり、企業局では北海道室蘭市の施設において処理の登録を行っている。

**【総括原価方式】（P 9, 3 1, 3 9）**

- ・ 事業を運営するのに必要と見込まれる人件費、修繕費、一般管理費、減価償却費、企業債の支払利息等の費用に事業報酬（利潤）を加えて公共料金等を決定する方式。

**【送湯管】（P 10, 22, 45）**

- ・ 6本の源泉から受湯室へ温泉を送る管。

**【送配湯管】（P 7, 10, 11等）**

- ・ 送湯管と配湯管の総称。

**【損益勘定留保資金】（P 24, 27, 42等）**

- ・ 損益計算書上の費用の内、減価償却費、固定資産除却損等の非現金支出費用。

た行
----

**【貸借対照表】（P 13）**

- ・ 地方公営企業の財政状態を明らかにするため、決算日における全ての資産、負債及び資本を記載したもの。資産の部は資金の存在形態を表し、負債及び資本の部は資金の調達源泉を表す。

**【退職給付引当金】（P 17, 39）**

- ・ 退職給付債務の状態を貸借対照表に反映させるとともに、職員の退職後に支給される退職給付手当を、その勤続期間中の労務費として測定するための引当金。

退職給付引当金は簡便法（自己都合により退職すると仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、一般会計の負担見込額を除く額）により算定している。

**【短周期、中周期、長周期】（P 36）**

- ・ 充放電サイクルに応じた区分。短周期は1サイクルが数秒から数分。中周期は1サイクルが数分から1日。長周期は1サイクルが数10分から1ヶ月。

**【地域PPS】（P 33）**

- ・ PPSとは、Power Producer and Supplierの略称で、特定規模電気事業者のことを指し、通称「新電力」とも呼ばれる。平成11年の法改正により、東京電力(株)等の既存電力会社以外の事業者でも電力供給への参入が可能となっている。

このうち、地域PPSとは、地域の事業者・行政・住民等を中心とした出資で設立され、地域の電力を調達し、再び地域に電力を供給することを基本コンセプトとするPPSのことをいう。

**【地域文化振興・環境保全積立金】（P 19, 39）**

- ・ 任意積立金の一種。利益処分により公共の福祉への寄与及び附帯事業に関する資産の取得に充てるために積み立てる。

**【地方公営企業会計制度の大幅な改正】（P 5）**

- ・ 地方公営企業会計制度は、昭和41年以来大きな改正が行われてこなかったことから、地方分権改革の推進や民間の会計基準の見直しの進展等を踏まえ、大幅な改正が行われたが、主な内容は次のとおり。

（資本制度の見直し）

- 法定積立金（減債積立金、利益積立金）の積立義務を廃止。
- 条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できる。
- 経営判断により、資本金の額を減少できる。  
（会計基準の見直し）
- 従来は減価償却を行わないことができた補助金等を充当した部分の固定資産について、すべて減価償却の対象とし、補助金等は「負債」に計上。
- 帳簿価額が収益性に比べて過大になっている固定資産を減額する仕組（減損会計）を導入。
- 従来は「資本」に計上されていた企業債等を「負債」に計上。
- 従来は任意とされていた引当金（退職給付引当金、貸倒引当金等）の計上を義務化。

#### 【長期前受金戻入】（P 49）

- ・減価償却を行うべき固定資産の取得又は改良に充てるために補助金等の交付を受けた場合、その額を長期前受金として計上する。  
長期前受金は繰延収益であるため、当該固定資産の償却見合い分を順次収益化するが、その際に使用する収益科目。

#### 【貯湯槽】（P 10, 45）

- ・受湯室で不純物を取り除いた温泉を貯蓄する施設。配湯管を循環し、使用されなかった温泉はここに戻ってくる。

#### 【逦増方式】（P 11）

- ・超過料金を2段階とし、一定量を超える使用量については、更に高い超過料金を適用する方式。

#### 【電力広域的運用推進機関】（P 5）

- ・電力システム改革の第1段階として、電源の広域的な活用に必要な機関として設立され、平成27年4月から業務を開始しており、全ての電気事業者に加入義務がある。  
地域の電力システムをまたぎ、電力システム間を結ぶ送配電設備の整備を行うほか、電力の需要と発電状況を監視し、供給不足時は他の発電事業者等への発電指示や電力システム間の電力融通を指示、また発電を止める権利を有しており、全国規模で需給バランスなどの調整を行っている。

#### 【同時同量】（P 21, 31）

- ・送電線に送り出す電力量を計画値と合わせることを求めたもの。30分単位で、調整することが求められており、一定率以上逸脱した場合は、ペナルティがある。

は行

#### 【配湯管】（P 10, 22, 45等）

- ・配湯ポンプ室から各受給者へ温泉を送る管。

#### 【発電事業者】（P 20, 31, 33）

- ・平成28年4月1日以降に発足する電気事業者の形態の一つで、電気の卸売り等を目的に、設備規模1,000kW以上の発電を行う事業者。

#### 【パリ協定】（P 4）

- ・ フランス・パリにて開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にて採択された協定。主な内容としては、産業革命前からの気温上昇を2.0度未満に抑えるとともに、各国のCO<sub>2</sub>削減目標を国連に報告することや目標を達成するための国内対策に取り組むことを各国に義務付けている。

#### 【FIT制度】（P 8, 9, 37）

- ・ 再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間、電気事業者に調達を義務づけるもので、平成24年7月1日から開始。

#### 【引当金】（P 9, 11, 39等）

- ・ 将来の特定の費用又は損失で、その発生が当期以前の事象に起因し、発生可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができる場合に、当期の負担に属する金額を繰り入れる際の相手勘定。

決算日の引当金残高を貸借対照表の負債の部、又は負債の部に計上する。

#### 【PCB】（P 15, 35）

- ・ Poly Chlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)の略称で、毒性があり保管と届出が義務づけられている。処分に関する期間が設けられており、適正に処理することが法律で求められている。

#### 【負債】（P 9, 11, 13等）

- ・ 過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物。貸借対照表上、固定負債、流動負債、繰延収益に区分して表示する。

#### 【ベースロード電源】（P 18）

- ・ 年間を通し、昼夜を問わずに、安定的に低コストで供給できる電源を指す。原子力発電、石炭火力発電、川の流れをそのまま使う一般水力発電、地熱発電などが該当する。

ま行

#### 【木質バイオマス発電】（P 38）

- ・ 製材の端材やチップを燃焼させてタービン（原動機）を回すなどして発電する仕組。

や行

#### 【山梨県企業局保安規程】（P 40, 48）

- ・ 県営発電所の管理基準を定めたもの。点検周期の基準も定めており、1周期を12年間としている。

### 【やまなし小水力ファスト10】（P16, 37）

- ・ 固定価格買取制度を活用し、当面10年間で10箇所程度の集中的な小水力発電の開発を行う企業局の取組の名称。

建設費とメンテナンスコストを抑制し、県内企業の積極的な活用によりその技術力を育成するとともに、災害時には非常用電源として活用が可能なのが特徴。

### 【ユネスコエコパーク】（P21）

- ・ 生物圏保存地域。世界自然遺産が、顕著な普遍的価値を有する自然地域を保護・保全するのが目的であるのに対し、ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的としており、保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生に重点が置かれる。現在、日本では南アルプスを含め7件がユネスコから登録されている。

ら行

### 【利益】（P9, 11, 13等）

- ・ 損益計算書における収益と費用の差額。

地方公営企業会計においては公共的必要余剰とされ、資本的支出の財源に充てられる。

### 【利益剰余金】（P9, 11, 17）

- ・ 業務活動の結果として生じた過年度の利益の累計額。

条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て特定の目的のために積み立てられる任意積立金及びその他特定の用途目的を与えられない未処分利益剰余金に区分される。